

奈良県環境総合計画(2016-2020) (案)



奈良県エコキャラクター
な～らちゃん

平成 28 年 3 月

奈 良 県

目 次

第1編 計画の基本的事項.....	1
1. 計画改定の趣旨.....	2
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の構成.....	3
第2編 社会情勢の変化と環境との関わり.....	5
1. 人口減少・高齢社会の到来.....	6
2. 地方創生の動き.....	7
3. 東日本大震災を契機としたエネルギー政策の転換.....	8
4. 深刻化する地球温暖化.....	9
5. 価値観の変化.....	10
第3編 基本理念と施策体系(7本柱).....	11
1. 基本理念.....	12
2. 計画の対象.....	12
3. 環境像.....	13
4. 施策体系(7本柱).....	14
第4編 重点プロジェクト.....	17
1. 「大和川きれい化」推進.....	18
2. 「奈良らしい景観づくり」推進.....	20
3. 「奈良モデルによるごみ減量化」推進.....	22
第5編 施策・事業の展開.....	23
1. 施策・事業体系.....	24
2. 施策・事業の概要.....	27
(1) 景観の保全と創造.....	27
(2) 清流の保全と復活.....	36
(3) 低炭素社会の実現.....	43
(4) 循環型社会の構築.....	50
(5) 安全な生活環境の確保.....	65
(6) 生物多様性の保全.....	71
(7) 人づくり・地域づくりの推進.....	80
第6編 計画の進行管理.....	87
【環境用語の解説】.....	89

第1編 計画の基本的事項

第1編 計画の基本的事項

1. 計画改定の趣旨

前計画である「新奈良県環境総合計画(改定版)」は、本県における様々な環境課題に対応していくための基盤的な枠組みとして、環境の保全と創造に係る多様な施策の実施を後押ししてきました。

しかしながら、「人口減少社会の到来」、「エネルギー構造の転換」など、我が国の社会経済情勢は大きく変化しつつあり、それにともなって環境問題が複雑多様化してきています。また、地球温暖化の進行により、異常気象や自然災害の頻発、農作物の品質低下、熱中症や感染症の発生などの影響が生じています。

一方、本県においても、水質改善の進まない河川の存在、温室効果ガス排出量の増加、廃棄物のリサイクル率の低迷など、継続的に対処すべき問題が残っています。

これらの環境問題を着実に解決していくためには、我々の経済活動や生活行動に「環境への配慮」を実践できる仕組みを確立していくことが重要であり、「環境と経済の両立」、「県民の自律的な行動」、「県民等との協働・連携」といった視点で取り組んでいく必要があります。

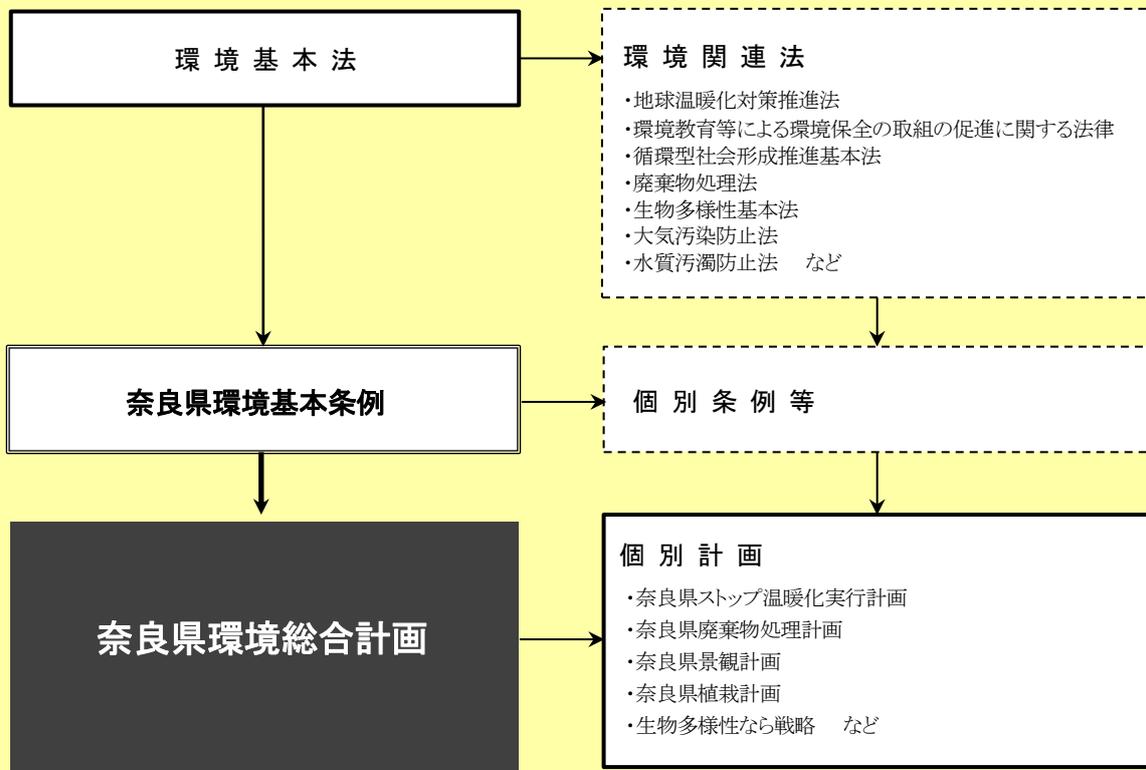
そこで、前計画が平成27年度において期間満了となったことに伴い、今日の社会経済情勢の変化、及び本県が抱える環境課題に柔軟に対応しつつ、本県の豊かな自然・歴史と美しい景観を次世代に継承し「きれいな奈良県」を実現することを目指して、新たな環境総合計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、社会経済情勢の変化に対応しつつ、誰もが安心して快適に暮らすことのできる持続可能な地域づくりをより一層進めるため、景観・環境面から、県民、NPO、企業・団体、行政等の各主体が積極的な連携、協力のもと、中長期的に取り組む指針として示すものです。

奈良県環境基本条例第10条に規定する基本計画であるとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第3項に規定する地方公共団体実行計画、及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に規定する行動計画として策定します。

【計画の体系】



3. 計画の期間

計画の期間は、平成 28 (2016) 年度から平成 32 (2020) 年度までの 5 ヶ年とします。

4. 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

- 第1編：計画の基本的事項
- 第2編：社会情勢の変化と環境との関わり
- 第3編：基本理念と施策体系(7本柱)
- 第4編：重点プロジェクト
- 第5編：施策・事業の展開
- 第6編：計画の進行管理

第2編 社会情勢の変化と環境との関わり

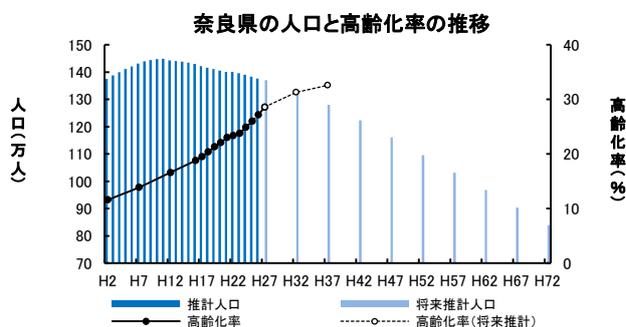
第2編 社会情勢の変化と環境との関わり

1. 人口減少・高齢社会の到来

○本県の人口は、平成 26 (2014) 年は約 138 万人であり、平成 72 (2060) 年には約 84 万人まで減少すると予想されていますが、世帯数の増加や高齢化の進展、ライフスタイルの変化等により、エネルギー消費やごみの排出など、一人あたりの環境負荷は増加する傾向にあると考えられます。

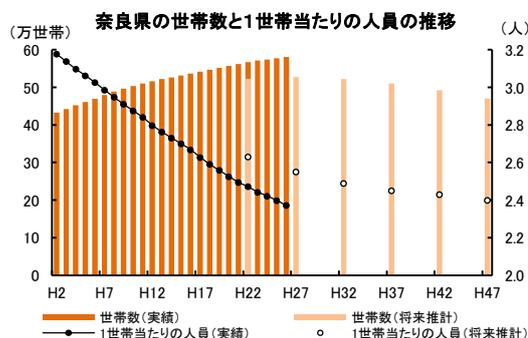
○人口減少・高齢社会が進展していくなかでは、これまで以上に一人ひとりが環境保全の担い手としての意識を高め、地域の安全・安心の確保に大きな役割を果たす地域コミュニティの活力を高めていく必要があります。

○農林業の担い手の減少・高齢化は、里地・里山の荒廃を招く要因となり、森林や農地による水質・大気浄化などの公益的機能の低下を招き、野生動植物の生息・生育環境の劣化が生じることが懸念されます。



【出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」、奈良県統計課「推計人口調査」】

図 2-(1)-1 奈良県の人口と高齢化率の推移



【出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」、奈良県統計課「推計人口調査」】

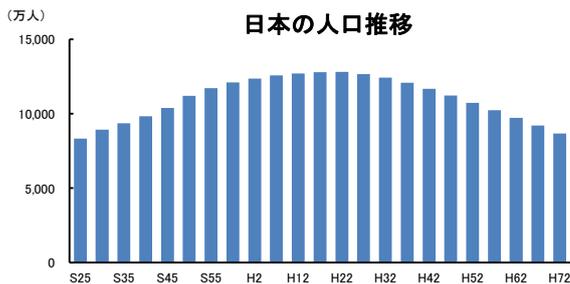
図 2-(1)-2 奈良県の世帯数と 1 世帯当たりの人員の推移

2. 地方創生の動き

○国においては、人口減少克服、地方創生の実現に向け、平成 26(2014)年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、同年 12 月に、5カ年の政策目標などをまとめた「総合戦略」を策定し、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立に向けて、様々な地方創生の施策が打ち出されています。

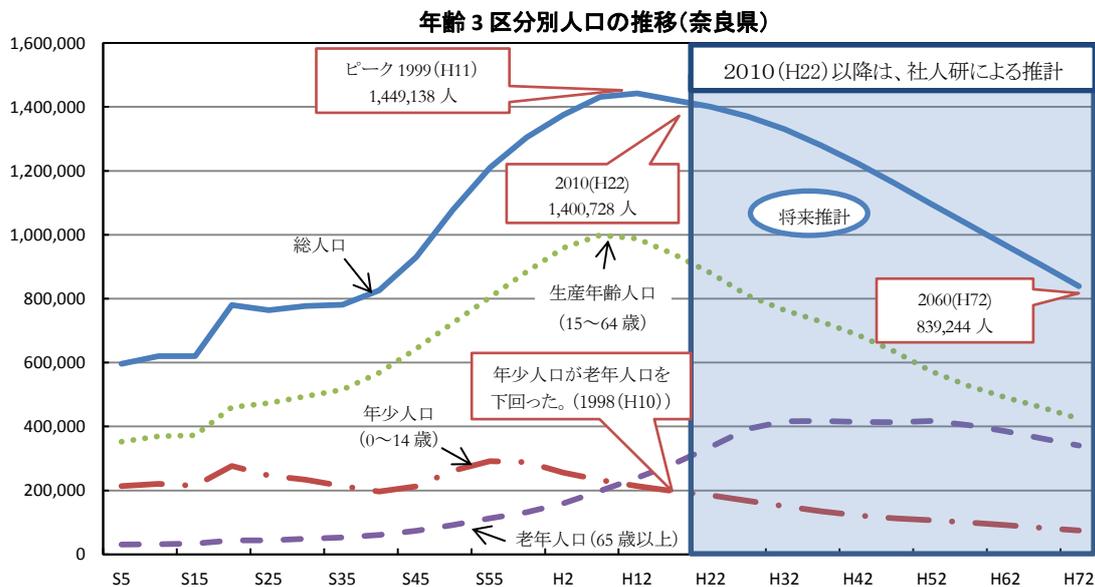
○本県では、「奈良県地方創生本部」を平成 26(2014)年8月に設置し、平成 27(2015)年 12 月に、国の総合戦略を勘案しつつ、本県独自の地方創生に必要な政策分野を「住んでよし」「働いてよし」「訪れてよし」という3つの基本目標の下で体系的に整理し、「奈良県地方創生総合戦略」としてとりまとめました。この戦略を基に、持続可能な財政運営を維持しつつ、直面する県政諸課題に積極果敢に取り組んでいます。

○この地方創生を推進するなかで、「美しく、きれいなまちづくり」が、これからの地域における重要な魅力要素になると捉え、奈良発の「地方自治の新しい形」である「奈良モデル(県・市町村の連携・協働)」により、県は、がんばる市町村とともに、重点的に推進することとしています。



【出典：総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）」】

図 2-(2)-1 日本の人口推移



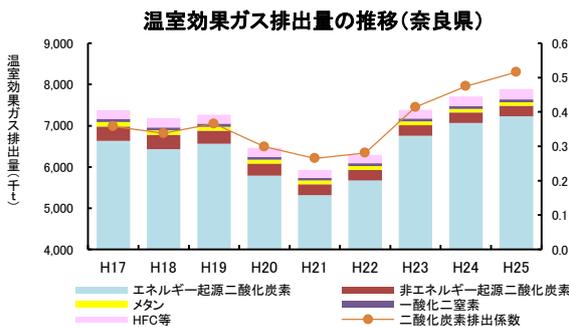
【出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所推計準拠】

図 2-(2)-2 年齢3区分別人口の推移(奈良県)

3. 東日本大震災を契機としたエネルギー政策の転換

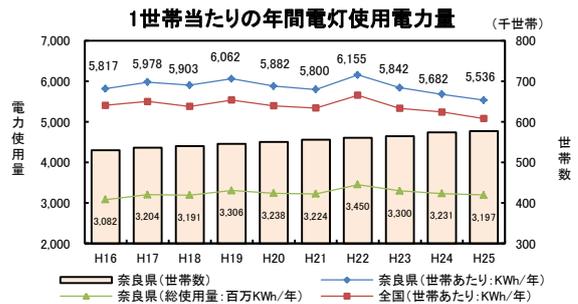
○東日本大震災を契機に、エネルギー政策が大きく見直され、徹底した省エネルギーを前提に、再生可能エネルギーの導入や火力発電の効率化等によりバランスのとれた電源構成（エネルギーミックス）としていくことが求められており、地球温暖化対策にも積極的に取り組む必要が一層高まっています。

○世帯数が増加するなかで、節電等の取り組みにより1世帯当たりの電灯使用電力量が減少し、総電灯使用電力量も減少していますが、東日本大震災以降、火力発電の焼き増し等により電源構成に占める化石燃料の割合が高まり、温室効果ガス排出量の増加が継続していることから、地域資源を活用した再生可能エネルギーの普及拡大や安全・安心で災害に強い地域分散型エネルギーシステムの導入が求められています。



【出典：奈良県環境政策課】

図 2-(3)-1 温室効果ガス排出量の推移（奈良県）



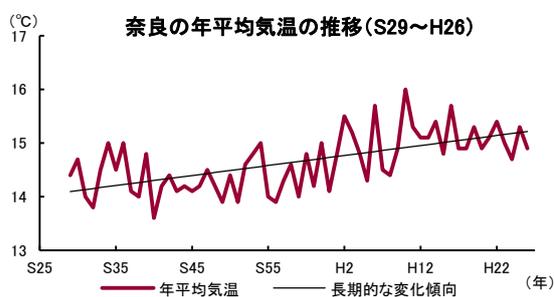
【出典：電気事業便覧、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）、奈良県環境政策課】

図 2-(3)-2 1世帯当たりの年間電灯使用電力量

4. 深刻化する地球温暖化

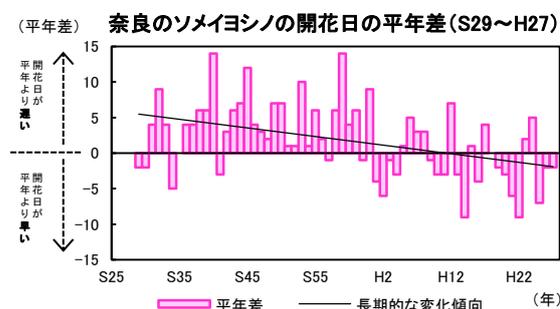
○気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書では、地球温暖化の原因は、二酸化炭素をはじめとする人の活動に起因する温室効果ガスの増加によるものとされており、その影響は、国内外で既に顕在化しています。本県においても、過去50年間で平均気温が約0.9℃上昇し、また、ソメイヨシノの開花時期が早まっているなど、私たちの身近なところにも気候変動の影響が現れてきています。

○近年、増加している豪雨や猛暑の背景には、地球温暖化による影響があると考えられており、また、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化により、自然災害だけでなく、食料、健康など様々な面で影響が生じることも予想されています。また、平成27(2015)年11月30日から12月13日にフランスのパリで開催されたCOP21(国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議)においては、「産業革命前からの気温上昇を2.0度未満に抑えるとともに、1.5度未満に収まるよう努力する」ことを目的とする「パリ協定」が採択されました。このことから、温暖化対策は、今後より一層、国際社会が協調して取り組まなければならない地球規模の課題ですが、気候変動の影響は、気候、地形、社会条件等によってその内容や程度が異なるとともに、温暖化に適応することが地域づくりにもつながることから、地域が主体となって取り組むことが求められます。



【出典：奈良地方気象台】

図2-(4)-1 奈良の年平均気温の推移
(1954年～2014年)



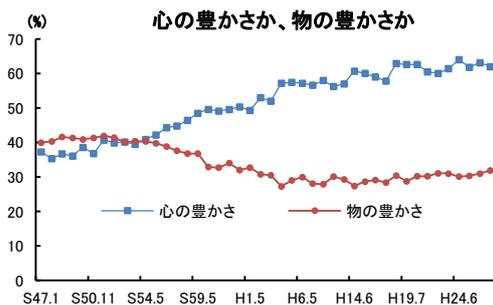
【出典：奈良地方気象台】

図2-(4)-2 奈良のソメイヨシノの開花日の平年差
(1954年～2015年)

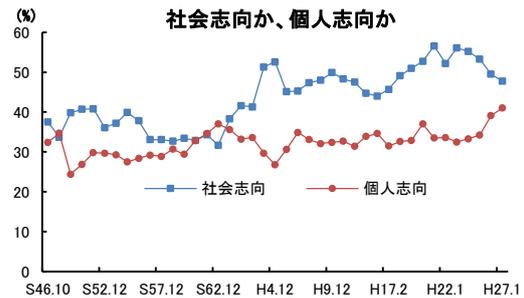
5. 価値観の変化

○内閣府の世論調査において、「心の豊かさや物の豊かさのどちらを重視するのか」との質問に対し、約6割の人が「心の豊かさやゆとりのある生活に重きを置きたい」とされています。このような傾向に合わせて、これまで以上に、ものや資源を大切にする環境に配慮した暮らしを促していくことが重要となり、「環境配慮」がもの・サービスの高付加価値化につながるような工夫が必要となります。

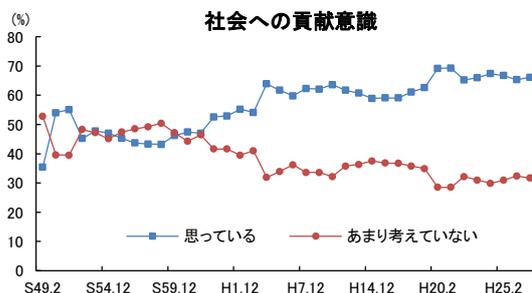
○また、社会への貢献意識が高まり、「自然・環境保護に関する活動」への関心度が高まっていることから、より一層、行政と地域が連携・協働する取り組みが求められます。一方で、近年は、個人生活の充実を重視する人の割合も増えてきています。人口減少や高齢化、核家族化などと相まって地域コミュニティの衰退が懸念されるなか、地域コミュニティに活力がある場合には、環境保全にも積極的に取り組まれることが多くなることから、地域コミュニティの活性化と環境保全の取り組みの好循環を創り出すことが必要となります。



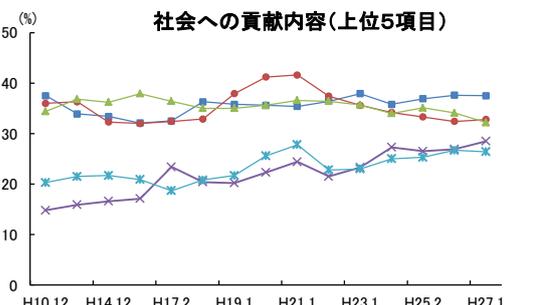
【質問】「今後の生活において心の豊かさや物の豊かさのどちらを重視するのか」
内閣府「国民生活に関する世論調査」H27.6



【質問】「国や社会のことにもっと目を向けるべきだ」という意見と、「個人生活の充実をもっと重視すべきだ」という意見があるが、このうちどちらの意見に近いか
内閣府「社会意識に関する世論調査」H27.1



【質問】社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っているか、それとも、あまりそのようなことは考えていないか
内閣府「社会意識に関する世論調査」H27.1



内閣府「社会意識に関する世論調査」H27.1

図 2-(5)-1 価値観の変化

第3編 基本理念と施策体系(7本柱)

第3編 基本理念と施策体系（7本柱）

1. 基本理念

本計画では、誰もが安心して快適に暮らすことのできる「住んでよし」「訪れてよし」の奈良県の実現に向けて、奈良ならではの美しい景観や持続可能な社会を構築するため、本県独自の事業推進スキーム「奈良モデル※」による施策・事業の推進を図るとともに、多様な主体が連携・協働する“オール奈良”による全県的な実践活動が展開され、これらの取り組みが「きれいに暮らす奈良県スタイル」として定着することを目指して、計画の基本理念を次のように定めます。

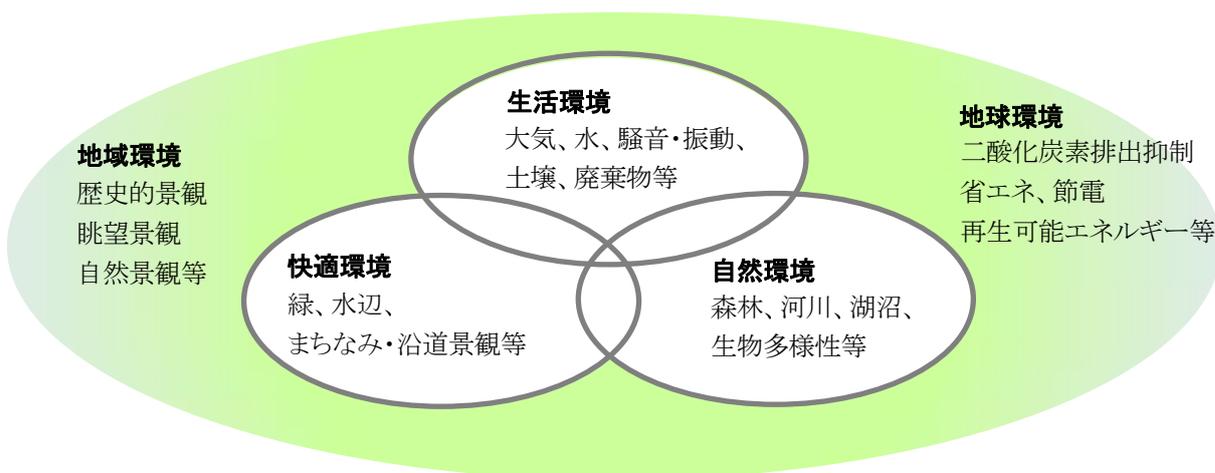
**「豊かな自然と歴史との共生、美しい景観と持続可能な暮らしの創生」
～愛着と誇りの持てる「きれいに暮らす奈良県スタイル」の構築・推進～**

※「奈良モデル」とは

質の高い行政サービスを提供し、行政を効率的に運営するために、県と市町村または市町村同士の連携・協働について、奈良県にふさわしいあり方を検討し、実現する取り組みのこと。

2. 計画の対象

本計画では、大気、水、騒音、廃棄物などの「生活環境」、森林、河川や生物多様性などの「自然環境」、身近な緑やまちなみなどの「快適環境」のほか、これらと相互に関連する「地域環境」や「地球環境」を対象とします。



3. 環境像

～私たちが目指す奈良県の姿～

澄んだ空に、雄大な山並みと手入れの行き届いた森林の緑が映えます。山間部の自然は、きれいな空気をつくり出し、山々に蓄えられた水は、川から海へと、清らかで豊かな水流となって、人々を潤し、さまざまな生物を育んでいます。

大和青垣や大和三山などの山々は、里山・田園風景と相まって、都市の遠景となり、世界遺産や国宝などの歴史的建造物の背景となって、まほろばの国にふさわしい麗しいたずまいを形づくっています。

まちなかは、花と緑にあふれ、歴史的風土と調和のとれた美しい都市景観と沿道景観に、住む人、訪れる人が和らぎを感じます。

人々は、ものや資源を大切に、地球環境に配慮する知恵や行動力にあふれ、これからの時代に求められる「きれいに暮らす」スタイルを追及、共有しながら、主体的かつ積極的に本計画が掲げる基本理念の実現に向けて取り組み、多様な主体が連携・協働する“オール奈良”によって全県的な実践活動へと広がっています。



4. 施策体系(7本柱)

基本理念及び環境像の実現に向けて、以下に掲げる施策(7本柱)により総合的かつ計画的に推進します。

I 景観の保全と創造

世界に誇る歴史文化遺産とともに、豊かな自然、田園・里山風景が広がる県内各地において、四季折々に彩られる景観を守りながら、国際的な歴史文化交流拠点「奈良県」にふさわしい景観を創り育て、未来につなげていきます。また、景観は地域の環境の要素が総合化された「見える環境」であり、これからの地域における重要な魅力要素になることから、本県の強みである歴史的景観などの魅力を一層高めるとともに、良好な都市景観を創出するための全県的な動きを生み出していきます。重点的な取り組みとして、県内各地の特徴ある景観を有する一定の地域を「小庭(エリア)」として、県全体が調和のとれた「一つの庭」となるような植栽景観づくりを促進するとともに、奈良らしい魅力動線を創出するため都市・沿道景観の形成を目指します。

II 清流の保全と復活

人々の暮らしや多様な動植物の生命の源である「清らかで豊かな水」を守り、育むため、生活排水の浄化等による水質の維持・改善に、保水・利水等の視点を加えた「健全な水循環の構築」を目指して、施策の総合的な展開を図ります。また、やすらぎと和らぎを感じることのできる水辺の空間づくりとして、地域で守り再生させる取り組みも促進します。重点的な取り組みとして、大和川の水質の全国ワースト上位ランキングからの脱却を図ります。そのため、大和川の水質を、人々の暮らしや産業活動のあり方がそのまま連動して表れてくる“地域の環境を映す鏡”として捉え、上流域から中・下流域における多様な主体による広域的なネットワークにより、水質の改善に一層重点的に取り組むとともに、きれいな水辺環境づくりを目指します。

III 低炭素社会の実現

自然災害だけでなく、人々の健康や生態系などにも影響を及ぼす地球温暖化対策として、県内温室効果ガス排出量の約95%を占める二酸化炭素の排出削減対策が重要な課題となっています。そのため、熱エネルギーや未利用エネルギーなどの再生可能エネルギーのさらなる利活用を図るとともに省エネ・節電スタイルの推進・定着を促します。また、森林面積が県土面積の約8割を占める本県の特性を活かし、二酸化炭素の吸収源となる森林の整備・保全に取り組むことにより、産業の活性化を図り、持続可能な地域づくりを促進します。

IV 循環型社会の構築

「ものを大切に」意識をさらに醸成しながら、廃棄物対策の取り組みを通して、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される循環型社会の構築を目指します。また、ごみを減らすことは、地域の生活環境だけでなく、景観や地球温暖化対策、生物多様性の保全など様々な環境課題に貢献できるものであり、「きれいに暮らす奈良県スタイル」構築のベースとなることから、県民一人ひとりが日々の暮らしのなかで資源やエネルギーを大切に「環境に配慮したライフスタイル」の促進を図ります。重点的な取り組みとして、これまで県と市町村が連携して推進してきた奈良モデルによる「ごみ処理の広域化」の取り組みを継続・発展させながら、本県の地域特性に適した3R(リデュース・リユース・リサイクル)等を促進することにより、さらなる「ごみの減量化」に向けて、県民をはじめ多様な主体による積極的な実践活動の普及・拡大を図ります。

V 安全な生活環境の確保

心身ともに健康で、快適・安全・安心な暮らしができるよう、私たちの身の回りを取り巻く生活環境(大気、土壌、騒音など)を保全するための対策を講じます。また、有害な化学物質の適正処理を促進するとともに、空間放射線量の常時監視や未だ発生メカニズムが解明されていない微小粒子状物質(PM_{2.5})に係る調査研究などの取り組みを推進します。

VI 生物多様性の保全

豊かな生物多様性の恵みを将来の世代に引き継いでいくため、「生物多様性なら戦略」に基づき、県民、NPO、事業者、教育・研究機関等と協働して良好な自然環境を保全します。また、絶滅のおそれのある希少な野生動植物の生息・生育環境の保全・再生に取り組むとともに、増えすぎた野生動物の適正な密度管理や外来種による生態系等への被害防止の取り組みを推進します。

VII 人づくり・地域づくりの推進

景観・環境づくりを進めていくためには、一人ひとりが地域や組織において自主的・主体的に取り組む、地域コミュニティ活動としても定着・発展させていくことが求められます。そのため、奈良モデルによる取り組みはもとより、関係機関・団体、地域住民等と連携・協働しながら、イベント・講習会、ホームページなど様々な機会を通して、景観・環境づくりを促進するための啓発等の取り組みを推進します。また、景観・環境づくりに向けて、多様な主体が互いに連携・協力するパートナーシップの形成を促進することにより、参加と協働による取り組みを推進します。

第4編 重点プロジェクト

第4編 重点プロジェクト

「きれいに暮らす奈良県スタイル」推進プロジェクト

「きれいに暮らす奈良県スタイル」の具現化に向けての重点的な取り組みとして、本プロジェクトを位置づけ、奈良モデル及び多様な主体の連携・協働により、以下の3つの事業を推進します。

1. 「大和川きれい化」推進

全国ワースト上位ランキングにある大和川の水質を“地域の環境を映す鏡”と捉え、流域の多様な主体による広域的なネットワークにより、水質の改善に一層重点的に取り組むとともに、きれいな水辺空間づくりを目指します。

①清流復活への取組促進(全国ワースト上位ランキングからの脱却)

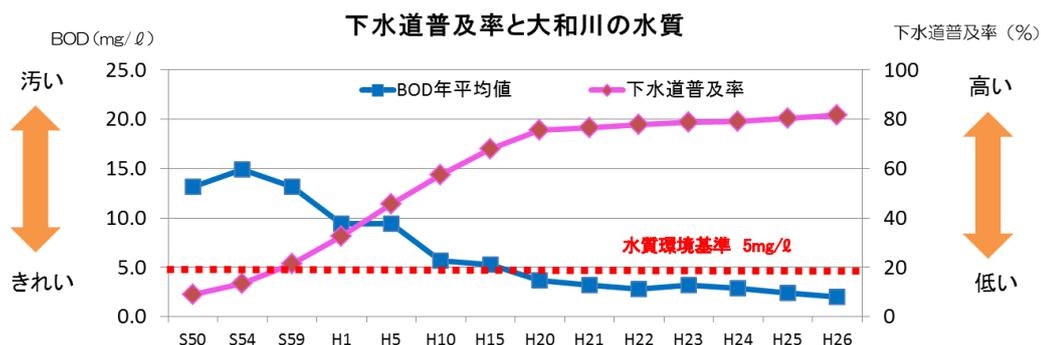
- 公共下水道整備・接続の促進
- 合併浄化槽の整備促進
- 合併浄化槽の適正な維持管理の促進
- 食用油リサイクルの促進(広域回収等の促進)
- 多様な主体による広域ネットワークの促進
 - ・協議会や地域団体等による連携・促進
 - ・水質の「見える化」による普及啓発
 - ・環境イベント等の実施(大和川一斉清掃、川の学校(生き物の観察など)等)

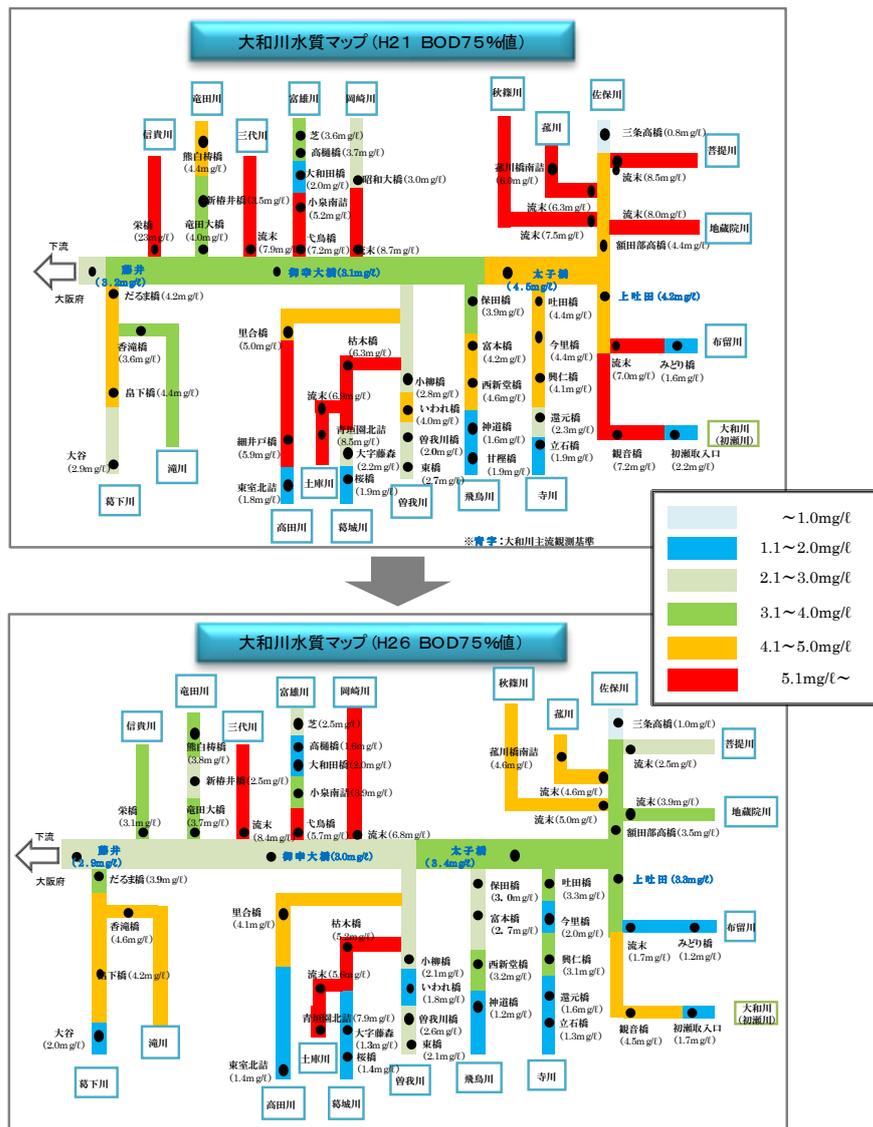


川の学校(例: 初瀬川)

成果・行動指標	現況値 H26	目標値 H32
環境基準達成率	85.7%	全川(本川・支川)で環境基準値(BOD値)を達成
汚水処理人口普及率 (大和川流域)	89.1%	93.0%
下水污泥エネルギー化率	21%	38% (H31)

【下水道普及率と大和川の水質(下水道の普及とともに水質は年々改善)】





②きれいな水辺空間づくり

- 地域住民等と連携・協働する河川美化活動の促進(花の植栽、清掃・草刈り)
- 水辺の遊歩道や花壇等の整備、地域住民等による維持管理の促進
- 環境用水の導入促進(農業用水等の利活用)
- 県民総監視による不法投棄対策

【水辺空間づくりの取り組み事例】



奈良の河川彩りづくり事業



地域団体・住民等による花の植栽



地域団体・住民等による草刈

2. 「奈良らしい景観づくり」推進

本県の強みである歴史的景観などの魅力を一層高めるとともに、良好な都市景観を創出するため、県内各地の特徴ある景観を有する一定の地域を「小庭(エリア)」として、県全体が調和のとれた「一つの庭」となるような植栽景観づくりを促進するとともに、奈良らしい魅力動線を創出するための都市・沿道景観の形成を目指します。

①「なら四季彩の庭」づくり

○奈良県植栽計画の推進

- ・小庭(エリア)整備計画の推進(実施計画・施工・管理)
- ・がんばる市町村や団体等の支援・連携による事業推進
- ・地域住民等との連携・協働による持続可能な維持管理の促進
- ・新たな小庭(エリア)の選定、事業化促進
- ・普及啓発
 - ・事業成果の「見える化(ビフォー・アフター)」による情報発信
 - ・シンボルマークプレートの設置、情報誌の発行など



奈良県植栽計画
『一つの庭』のイメージ

成果・行動指標	現況値 H26	目標値 H32
小庭(エリア)の整備着手数	36 エリア	51 エリア



地域住民等との連携・協働(例:秋篠川)

【小庭(エリア)整備事例】

チューリップ等によるパノラマ景観の創出
(広陵町・河合町 馬見丘陵公園)



史跡の活用
(高取町 高取城址)



遊歩道の整備
(奈良市 西の京)



着手前

着手後

シンボルマーク



将来イメージ

②都市・沿道景観の形成

○広域幹線道路における屋外広告物の適正化の促進(「奈良モデル」による推進)

○沿道環境の向上

- ・地域住民等と連携・協働する花による彩りづくり(フラワーポット、花壇等)
- ・地域住民、ボランティア団体等との連携・支援による草刈り、清掃活動等の促進
- ・沿道の無電柱化の促進(歴史的景観保存地区、市街地幹線道路等)

【沿道における彩りづくりの例】



地域住民との連携・協働
(例: 国道 369 号(大宮通り))



花壇整備(県実施)
(例: 県道奈良加茂線(一条通り))

成果・行動指標	現況値 H26	目標値 H32
世界遺産登録地域の歴史的景観保存地区内の無電柱化延長	4.4 km	4.8 km
市街地等幹線道路の無電柱化率	8%	12% (H31)

3. 「奈良モデルによるごみ減量化」推進

「きれいに暮らす奈良県スタイル」構築のベースとして、資源やエネルギーを大切にする「環境に配慮したライフスタイル」を促進するため、奈良発の新しい地方自治の仕組みである奈良モデル(県・市町村または市町村間の連携・協働による事業推進)による「ごみ処理の広域化」の取り組みを継続・発展させながら、さらなる「ごみ減量化」に向けて、本県の地域特性に適した3R(リデュース・リユース・リサイクル)等を促進します。

①ごみ共同処理の促進

- エネルギー回収等の効率化、市町村行財政運営の効率化の促進
- 焼却(エネルギー回収)等の共同処理に合わせたごみ減量化の促進

②リデュース(排出抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再生利用)の促進

- 市町村広域連携の促進(小型家電、食用油のリサイクル等)
- 企業等との協定締結の促進(レジ袋削減、小型家電回収等)
- 市民参加による地域特性を活かした3Rの推進
- イベント等による効果的な情報発信

(例) 広域回収システム
(小型家電、食用油等)
～市町村を跨いだ広域回収～



③災害廃棄物処理対策の推進

- 県災害廃棄物処理計画(H27 策定)に基づく県・市町村合同訓練の実施
- 関係機関・団体等との連携方策の共有

④不法投棄等対策の強化

- 市町村との連携による不法投棄防止対策の推進
- 使用済家電等の回収事業者への立入調査・指導等の強化

成果・行動指標	現況値 H25	目標値 H29
一人1日あたりのごみ排出量	918 g/人・日	870 g/人・日
リサイクル率(一般廃棄物)	13.1%	25.0%

※この目標値は、平成 29 年度に策定する県廃棄物処理計画により見直す予定です。



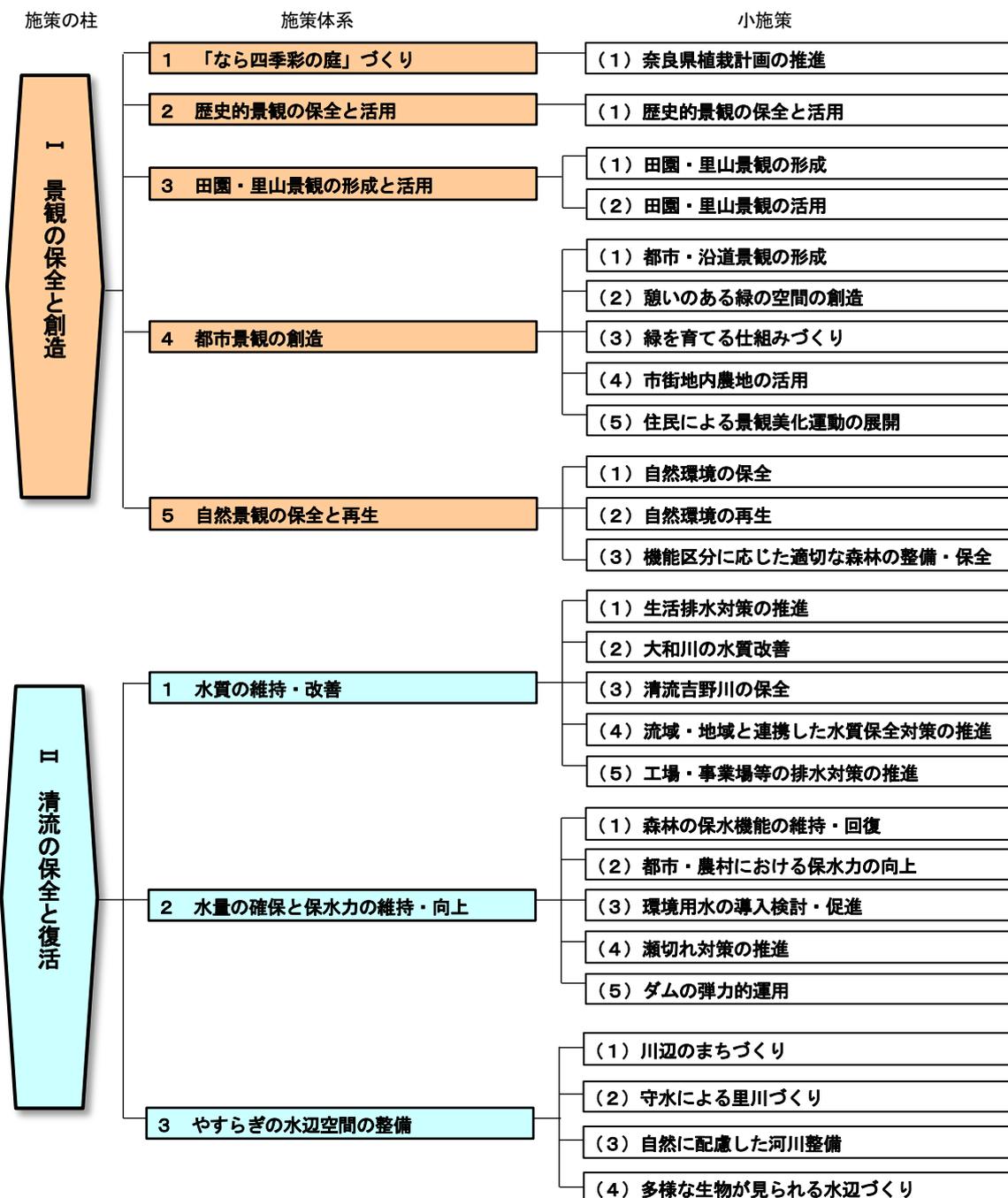
「不法投棄ゼロ作戦」
啓発ポスター(平成 27 年度)

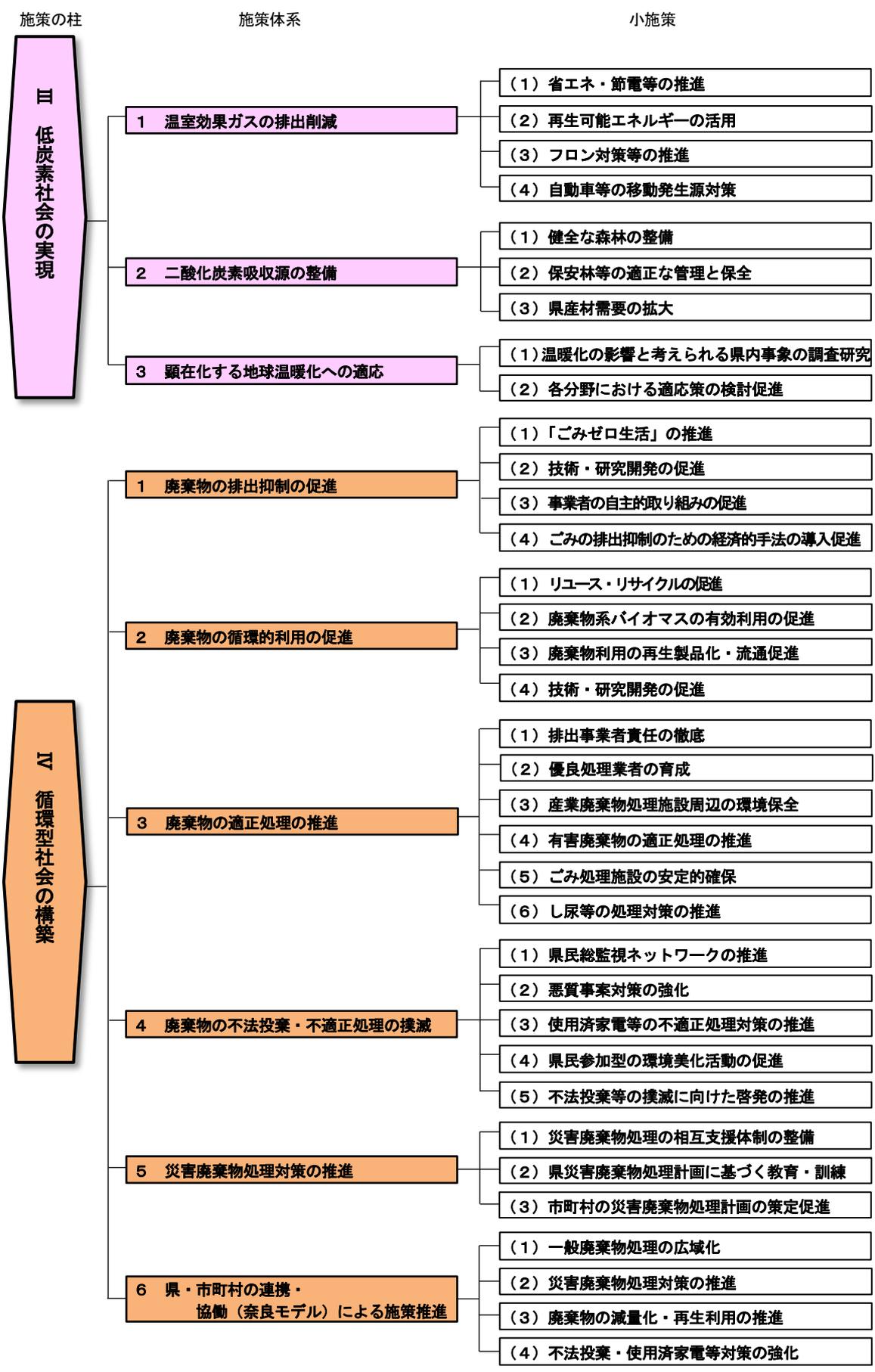
第5編 施策・事業の展開

第5編 施策・事業の展開

基本理念に掲げる「私たちが目指す奈良県の姿」の実現に向けて、次の7つの柱で施策・事業を展開します。

1. 施策・事業体系





施策の柱

施策体系

小施策

Ⅰ 安全な生活環境の確保

- 1 大気環境の保全対策
 - (1) 大気汚染物質対策
 - (2) 光化学オキシダント及び微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 対策
 - (3) 酸性雨対策
- 2 生活環境の保全対策
 - (1) 化学物質対策
 - (2) 騒音・振動・悪臭対策
 - (3) 放射線モニタリングの実施
- 3 環境保全の基盤的スキームの推進
 - (1) 環境影響評価制度の推進
 - (2) 環境に関する調査研究の推進

Ⅱ 生物多様性の保全

- 1 生物多様性の保全と再生
 - (1) 重要地域の保全
 - (2) 野生動植物の保護と管理
 - (3) 地域特性に応じた生物多様性の保全
 - (4) 水循環の再生
 - (5) 地球温暖化への対応
- 2 生態系サービスの持続可能な利用
 - (1) 農林水産業における取り組み
 - (2) 公共事業・地域開発・企業活動における生物多様性への配慮
- 3 生物多様性を活用した地域の活性化
 - (1) 希少野生動植物等の調査・保全活動を通じた地域の活性化
 - (2) 生物多様性を活用した見所づくり
 - (3) エコ・グリーンツーリズムの推進
- 4 生物多様性を支える基盤づくり
 - (1) 県民意識の醸成
 - (2) 生物多様性の恵みにもふれる機会の拡大
 - (3) 多様な主体による連携・協働の促進
 - (4) 生物多様性を支える拠点機能の形成

Ⅲ 人づくり・地域づくりの推進

- 1 環境を学ぶ機会づくり
 - (1) 環境教育・環境学習の推進
 - (2) 啓発イベントの実施
- 2 環境への取り組みを通じた「地域づくり」の推進
 - (1) 「きれいに暮らす奈良県スタイル」実践団体ネットワークの形成
 - (2) 景観・環境の魅力化による新たな観光の創出
 - (3) 優れた歴史文化遺産を活用した景観・環境づくりの推進
 - (4) 自然とのふれあいを通じた地域の活性化
 - (5) 関係団体等の自主的・主体的な活動の促進

2. 施策・事業の概要

(1) 景観の保全と創造

【施策の方向】

世界に誇る歴史文化遺産とともに、豊かな自然、田園・里山風景が広がる県内各地において、四季折々に彩られる景観を守りながら、国際的な歴史文化交流拠点「奈良県」にふさわしい景観を創り育て、未来につなげていきます。また、景観は地域の環境の要素が総合化された「見える環境」であり、これからの地域における重要な魅力要素になることから、本県の強みである歴史的景観などの魅力を一層高めるとともに、良好な都市景観を創出するための全県的な動きを生み出していきます。重点的な取り組みとして、県内各地の特徴ある景観を有する一定の地域を「小庭(エリア)」として、県全体が調和のとれた「一つの庭」となるような植栽景観づくりを促進するとともに、奈良らしい魅力動線を創出するため都市・沿道景観の形成を目指します。

【現況・目標値(指標設定による評価)】

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32	小施策
歴史文化交流拠点としての奈良県の魅力度を評価する指標として活用	小庭(エリア)の整備着手数	36 エリア	51 エリア	「なら四季彩の庭」づくり
	観光入込客数	3,811 万人	4,200 万人 (H31)	歴史的景観の保全と活用
	歴史的景観保存地区内の無電柱化延長	4.4 km	4.8 km	
里山の景観を守る取り組みを評価する指標として活用	里山における森林整備の実施箇所数	196 箇所	320 箇所	田園・里山景観の形成と活用
都市景観の向上を評価する指標として活用	都市計画区域内人口1人あたりの都市公園面積	12.6 m ² /人 (H25)	13.6 m ² /人	都市景観の創造
	市街地等幹線道路の無電柱化率	8%	12% (H31)	
	景観づくりのルールを締結する地区等の数	155 地区	179 地区	
	馬見丘陵公園花サポーター(花緑ボランティア)登録者数	35 人/年	100 人/年	
自然景観を守る取り組みを評価する指標として活用	県土に占める自然公園面積の割合	17.2%	17.2%	自然景観の保全と再生

【施策・事業の概要】

①「なら四季彩の庭」づくり

<現状と課題>

魅力あふれる資源が随所に存在する本県において、景観の重要な構成要素である植栽の現状をみると、必ずしもこれらの魅力が十分に活かしきれていないのが実状です。例えば、都市化が急速に進んだ地域では、田畑やため池などの植栽豊かな空間が少なくなり、やすらぎ空間が減少しています。また、植栽の整備・維持管理にかかる工夫や努力が不足していることなどによる道路、河川、里山等の景観阻害、歴史文化遺産や花の名所における木々の衰弱、繁茂などによる眺望景観の阻害など、地域の魅力が低下する事例が見受けられます。

このような現状を踏まえ、県内各地の特徴ある景観を有する一定の地域において、植栽景観を整えることにより、地域の持つ魅力を向上させ、次の世代に引き継いでいくことが求められます。

<目標>

県内各地の特徴ある景観を有する一定の地域を「小庭(エリア)」として、各々の植栽景観の計画・整備・活用を促進します。

<関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
歴史文化交流拠点としての奈良県の魅力度を評価する指標として活用	小庭(エリア)の整備着手数	36 エリア	51 エリア

<小施策・事業>

①-1 奈良県植栽計画の推進

「奈良県植栽計画(「なら四季彩の庭」づくり)」に基づき、①奈良県全体を「一つの庭」と見立てた調和に配慮した庭づくり、②地域の景観資源を活かした庭づくり、③四季折々の彩りの庭づくり、④人が楽しむ庭づくり、⑤協働による庭づくり、の5つの方針のもと、計画的かつ継続的に植栽整備を推進します。

(事業例)

- 小庭(エリア)整備計画の推進(実施計画・施工・管理)
- がんばる市町村や団体等の支援・連携による事業推進
- 新たな小庭(エリア)の選定、事業化促進
- 普及啓発
 - ・事業成果の「見える化(ビフォー・アフター)」による情報発信
 - ・シンボルマークプレートの設置、情報誌の発行など

②歴史的景観の保全と活用

<現状と課題>

本県は、世界に誇る多くの歴史文化遺産と豊かな自然環境に恵まれ、これらが一体となった歴史的風土と人々の営みとを調和させようとするたゆまない努力によって、美しい景観が守り育てられてきました。一方で、都市化の進行や生活様式の変化等により、本県固有の歴史的景観が失われつつあり、その保全が課題となっています。

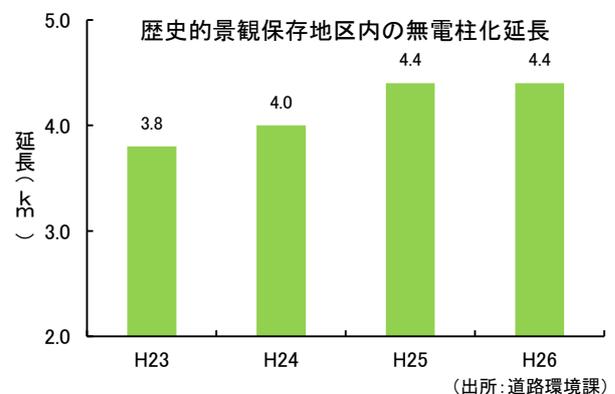
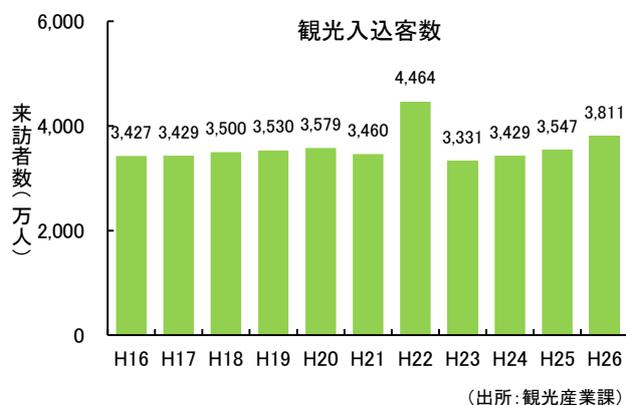
そのため、歴史文化遺産とその周辺地域を含めた景観を保全・再生することを基本とし、住環境の向上と観光資源としての魅力向上を図り、これらを魅力資源として観光立県、観光立国のために最大限活用する取り組みが求められます。

<目標>

「日本のふるさと」としての奈良にふさわしい歴史的景観の保全・活用を目指します。

<関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
歴史文化交流拠点としての奈良県の魅力度を評価する指標として活用	観光入込客数	3,811 万人	4,200 万人 (H31)
	歴史的景観保存地区内の無電柱化延長	4.4 km	4.8 km



<小施策・事業>

②-1 歴史的景観の保全と活用

歴史文化遺産とその周辺地域を含めた景観を本県固有の歴史的景観として保全・活用することにより、国内外から注目される観光資源としての魅力向上を図るとともに、より快適な奈良らしい生活空間づくりを目指します。

(事業例)

- 奈良公園・周辺の魅力向上・環境改善
- 平城宮跡歴史公園の整備
- 世界遺産等の保全・活用
- 文化的景観・伝統的建造物群・名勝(庭園、橋梁)の保護の推進
- 県景観資産の登録・PR
- 歴史的風土特別保存地区内の土地買入・管理
- 歴史文化遺産とその周辺地域における無電柱化の推進
- 歴史的町並みに配慮した街路整備
- 歴史的町並み・町家等の保全・活用
- 「巡る奈良」滞在周遊型観光の推進

③田園・里山景観の形成と活用

<現状と課題>

美しい田園・里山景観は、それらを構成する田畑や森林、ため池などが手入れされることで、守り育まれてきましたが、近年は、過疎・高齢化や生活様式の変化などによる耕作放棄地や手入れされない森林の増加等に伴い、これらの景観の美しさが損なわれつつあります。

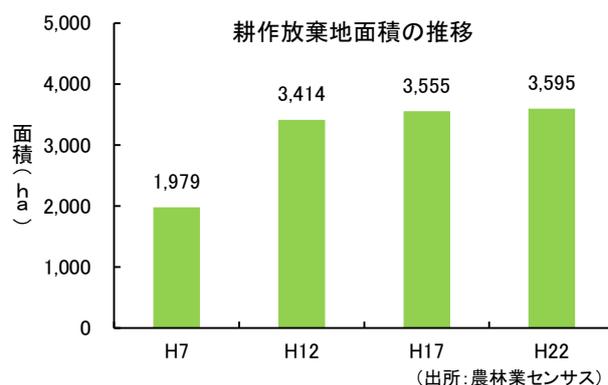
そのため、地域の田園や里山を、あらためて地域活性化のための資源と捉え、これらの整備・活用を通じた奈良らしい景観づくりを進める必要があります。

<目標>

地域と連携・協働して、田園・里山を守り、育む取り組みを推進します。

<関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
里山の景観を守る取り組みを評価する指標として活用	里山における森林整備の実施箇所数	196 箇所	320 箇所



<小施策・事業>

③-1 田園・里山景観の形成

美しい田園風景を維持・形成するため、優良農地の保全を図るとともに、新規参入者の就農や意欲ある担い手の育成を図ります。また、放置され荒廃した里山等において、森林の整備や利活用を図るなど、地域ぐるみで田園・里山を守り・育むための取り組みを推進します。

(事業例)

- 耕作放棄地の再生・活用
- 地域で育む里山づくり
- 獣害に強い里山づくり
- 農地及び農業用施設の保全管理
- 中山間地域での農業生産活動への支援
- 森林や山村における多面的機能の発揮に係る対策の推進
- 農業の担い手支援の推進

③-2 田園・里山景観の活用

棚田をはじめ地域における田園・里山の景観を地域の魅力資源として捉え、それらを活用した地域づくりや観光の振興に取り組みます。

(事業例)

- 棚田地域の保全と活用
- 景観と食材を生かした地域づくり
- 「歩く・なら」観光の推進
- 景観資産登録制度の推進

④都市景観の創造

<現状と課題>

市街地等では、派手な色彩などで目を引く建築物や屋外広告物の存在、街路樹の緑や歩行空間の不足、自転車の放置などが景観を阻害しており、また、幹線道路などの沿道では、派手な色彩のロードサイドショップが建ち並び、屋外広告物が氾濫し、全国どこにでもあるような雑然とした景観がみられ、地域の魅力を低下させています。

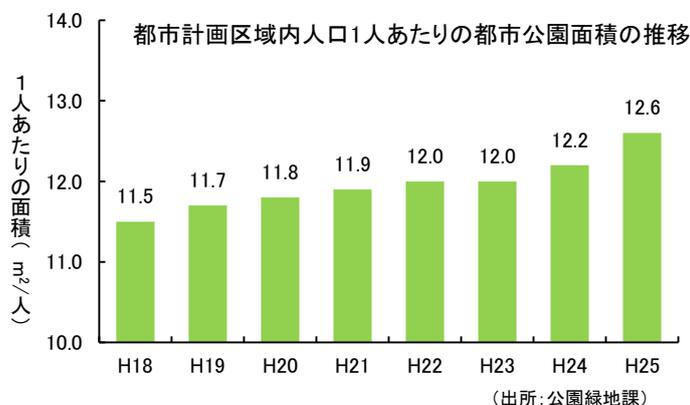
このような現状を踏まえ、都市の景観を阻害する要因を規制・誘導するとともに、国際的な歴史文化交流拠点を目指す奈良にふさわしい都市景観の創造に取り組む必要があります。

<目標>

おもてなしの心あふれる、奈良らしい美しく風格のある都市景観づくりを目指します。

<関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
都市景観の向上を評価する 指標として活用	都市計画区域内人口1人あたり都市公園面積	12.6 m ² /人 (H25)	13.6 m ² /人
	市街地等幹線道路の無電柱化率	8%	12% (H31)
	景観づくりのルールを締結する地区等の数	155 地区	179 地区
	馬見丘陵公園花サポーター(花緑ボランティア)登録者数	35 人/年	100 人/年



＜小施策・事業＞

④-1 都市・沿道景観の形成

まちの玄関口となる駅周辺の市街地や幹線道路などの沿道において、花壇・街路樹等による植栽整備や無電柱化などに取り組み、「おもてなし」の景観づくりを推進します。

また、幹線道路等の魅力動線化を図るため、市町村等との連携・協働により、景観の重要な構成要素となる屋外広告物の規制誘導や違反広告物への是正指導・除却などの対策を推進します。

(事業例)

- 幹線道路の屋外広告物対策
- 花緑による魅力動線づくり
- 景観住民協定の促進
- 景観に配慮した地域の特性にふさわしいまちづくりの推進
- 自治会・地域団体等が実施する道路維持管理活動への支援
- 奈良県景観計画による建築物の外観等についての規制・誘導
- 景観保全型広告整備地区の指定の推進
- 違反広告物の是正指導及び違反簡易広告物の除却
- 景観資産登録制度の推進

④-2 憩いのある緑の空間の創造

誰もが身近に親しめ、憩いとやすらぎを感じられるような緑の空間を形成するため、都市公園の整備や公共施設での緑化などに取り組みます。

(事業例)

- 都市公園の整備
- 公共施設等活用の花いっぱい運動
- 地域や各住戸での緑化の促進

④-3 緑を育てる仕組みづくり

「エコオフィス宣言」等による屋上・敷地内緑化を促進するとともに、緑化イベントの開催や様々な情報発信により、緑を育てる県民意識の醸成を図ります。

(事業例)

- 屋上緑化の促進
- 地域や各住戸での緑化の促進
- 地域の緑化活動に対する助成(緑の募金運動など)
- 花と緑を育てる県民意識の醸成(奈良県立都市公園緑化基金の活用)

④-4 市街地内農地の活用

農地と調和した良好な都市環境を形成するため、生産緑地地区に指定された都市農地の保全や、耕作放棄地を活用した市民農園の整備促進に取り組みます。

(事業例)

- 生産緑地地区の保全
- 市民農園の活性化

④-5 住民による景観美化運動の展開

落書きやごみのポイ捨てのない、きれいなまちづくりに向けて、県内各地での美化啓発・実践活動の促進を図ります。

(事業例)

- 県民参加型クリーンアップ運動の促進
- 地域住民等による道路・河川等の植栽・管理の促進

⑤自然景観の保全と再生

<現状と課題>

豊かな自然は、美しい景観を創出するとともに、人々の暮らしを支え、地域の産業を育みます。本県の特徴としては、自然公園の県土に占める割合が全国平均(14.4%)を上回る17.2%であり、自然環境保全地域等と併せて県内の良好な自然環境の保全に寄与しています。また、トウヒやトガサワラ、オオヤマレンゲといった希少種のほか春日山原始林など貴重な自然が多く残されていますが、近年、立ち枯れやナラ枯れ等が見受けられることから、貴重な自然を後世に伝えるため、適切な自然再生を図る必要があります。

また、木材価格の低迷、林業従事者の減少等により、間伐等の施業が放置された人工林が増加しており、森林の持つ美しい自然景観の保全や、土砂災害防止機能の低下への対策が求められます。

<目標>

優れた自然の風景地を将来にわたって確保します。

<関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
自然景観を守る取り組みを評価する指標として活用	県土に占める自然公園面積の割合	17.2%	17.2%

＜小施策・事業＞

⑤-1 自然環境の保全

県土の 2 割を超える自然公園(17.2%)や自然環境保全地域等(3.4%)での一定の行為を規制するとともに、保全するための取り組みを推進します。

(事業例)

- 自然公園の保全
- 名勝や県自然環境保全地域の保全

⑤-2 自然環境の再生

春日山原始林をはじめ県内各地で発生している立ち枯れやナラ枯れの対策を図るとともに、自然環境の再生に向けて、森林における生態系の保護や野生動物による食害対策などの取り組みを推進します。

(事業例)

- 春日山原始林、大台ヶ原、吉野山桜樹林等の保護・再生
- ナラ枯れ対策
- 名勝(峡谷、山岳等)の保護の推進
- 美しい水辺景観と周辺環境の保全

⑤-3 機能区分に応じた適切な森林の整備・保全

森林・山岳は、本県の特徴である力強く伸びやかな自然景観を構成する重要な要素であり、かつ水源かん養機能や生物多様性の保全など多面的な機能を有しています。これらの多面的機能を発揮させるため、施業放置林の間伐や環境保全林の整備促進、地域住民等との連携・協働による森林の整備などの取り組みを推進します。

(事業例)

- 施業放置林・環境保全林の整備促進
- 地域が育む里山づくりの推進

(2) 清流の保全と復活

【施策の方向】

人々の暮らしや多様な動植物の生命の源である「清らかで豊かな水」を守り、育むため、生活排水の浄化等による水質の維持・改善に、保水・利水等の視点を加えた「健全な水循環の構築」を目指して、施策の総合的な展開を図ります。また、やすらぎと和らぎを感じることのできる水辺の空間づくりとして、地域で守り再生させる取り組みも促進します。重点的な取り組みとして、大和川の水質の全国ワースト上位ランキングからの脱却を図ります。そのため、大和川の水質を、人々の暮らしや産業活動のあり方がそのまま連動して表れてくる“地域の環境を映す鏡”として捉え、上流域から中・下流域における多様な主体による広域的なネットワークにより、水質の改善に一層重点的に取り組むとともに、きれいな水辺環境づくりを目指します。

【現況・目標値(指標設定による評価)】

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32	小施策
清らかで安全な水環境を評価する指標として活用	大和川水系	85.7%(18/21)	100%	水質の維持・改善
	淀川水系	85.7%(24/28)	100%	
	紀の川水系	80.0%(4/5)	100%	
	新宮川水系	100%(10/10)	100%	
生活排水対策の進捗を評価する指標として活用	汚水処理人口普及率	87.5%	92.0%	
	下水汚泥エネルギー化率	21%	38% (H31)	
水源の保水能力を評価する指標として活用	水源かん養保安林の面積	63,243 ha	67,334 ha	水量の確保と保水力の維持・向上

【施策・事業の概要】

①水質の維持・改善

＜現状と課題＞

水質の汚濁状況を示す BOD 値の経年変化を見ると、大和川以外の3水系(紀の川、淀川、新宮川)については概ね良好な水質状況になっています。大和川の水質については、本川の BOD 値が環境基準を満たすところまで改善されてきましたが、全国の河川と比較すると、なおワーストランキングの上位にあり、さらなる取り組みが必要です。また、奈良県を代表する清流として広く県民や来訪者に親しまれている吉野川においても、近年、カビ臭が発生するなど、清流復活に向けた取り組みが求められています。

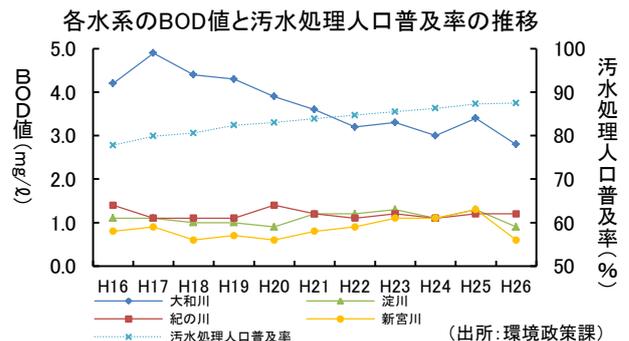
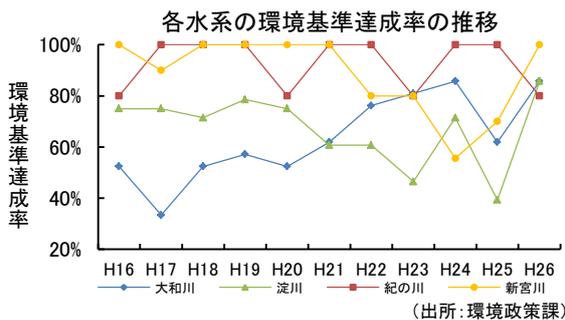
河川水質汚濁の主要な要因は日常生活における生活排水ですが、汚水処理人口普及率は平成26年度87.5%と全国平均(89.5%)を下回っています。このため、下水道整備や合併浄化槽の設置促進等の生活排水対策を一層推進することが重要です。また水質の状況を支川毎に見ると、水質改善が進んでいない河川があり、支川毎、市町村毎のきめ細やかな取り組みを進めていく必要があります。工場・事業場等からの排水についても引き続き規制・指導に努める必要があります。

＜目標＞

県内4水系(大和川水系、淀川水系、紀の川水系、新宮川水系)の全測定箇所(64箇所)において、環境基準値(BOD 値)を達成します。

＜関連指標＞

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
清らかで安全な水環境を評価する指標として活用	大和川水系	85.7% (18/21)	100%
	淀川水系	85.7% (24/28)	100%
	紀の川水系	80.0% (4/5)	100%
	新宮川水系	100% (10/10)	100%
生活排水対策の進捗を評価する指標として活用	汚水処理人口普及率	87.5%	92.0%
	下水汚泥エネルギー化率	21%	38% (H31)



＜小施策・事業＞

①-1 生活排水対策の推進

河川の水質汚濁の主要因である家庭からの生活排水対策を推進するため、下水道、合併浄化槽などの整備や下水汚泥の減量化に取り組むとともに、下水道接続や合併浄化槽の適正な維持管理を促進します。また、汚いものを流さない習慣や河川空間を汚さない行動を定着させるため、イベント等を通じた県民意識の醸成にも取り組みます。

(事業例)

- 公共下水道整備・接続促進
- 合併浄化槽の整備・適正な維持管理の促進
- 下水処理施設の汚泥の減量化とエネルギー活用
- 環境イベント等の実施

①-2 大和川の水質改善

水質汚濁の原因の約 73%が家庭からの生活排水である大和川の水質改善を図るため、生活排水対策はもとより、大和川水質マップによる水質情報の発信や環境関連イベント等を通して、県民一人ひとりの大和川をきれいにするという意識を更に醸成するとともに、多様な主体による広域的なネットワークによる取り組みを促進します。

(事業例)

- 公共下水道整備・接続促進
- 合併浄化槽の整備・適正な維持管理の促進
- 多様な主体による広域ネットワークの促進
- 各支川等の「水質の見える化マップ」による啓発
- 環境イベント等の実施

①-3 清流吉野川の保全

清流として県民に親しまれている吉野川の水質を良好な状態に維持するため、引き続き、下水道整備等の生活排水対策を推進するとともに、吉野川の自然や清流を守るための啓発活動を継続的に実施します。

(事業例)

- 市町村等と連携した啓発イベントや環境教育の実施
- 公共下水道整備・接続促進
- 合併浄化槽の整備・適正な維持管理の促進

①-4 流域・地域と連携した水質保全対策の推進

流域全体の水質保全を図るため、国・市町村等と連携した計画的な河川・湖沼・地下水の水質監視を実施するとともに、流域住民や NPO と連携・協働した河川の巡視・清掃を実施します。

(事業例)

- 国・市町村等と連携した水質監視
- 河川パトロールによる異常水質等への対応
- 地域住民等と連携した河川清掃

①-5 工場・事業場等の排水対策の推進

水質汚濁を未然に防止するため、水質汚濁防止法、及び奈良県生活環境保全条例に基づき工場・事業場等からの排水についての監視、指導を行うとともに、家畜事業場・ゴルフ場については、家畜排せつ物の管理の適正化および利用の促進に関する法律、奈良県ゴルフ場農薬使用指導要綱に基づき、適正な指導を行います。また、農薬取扱者に対しては、農薬に起因する環境汚染を防止するために適正な農薬の使用について周知・徹底します。

(事業例)

- 工場・事業場等への立入検査
- 農薬・化学肥料の適正使用の普及啓発
- 家畜排せつ物の適正管理の促進
- ゴルフ場における農薬の適正使用等の指導・監視

②水量の確保と保水力の維持・向上

<現状と課題>

大和平野では、降水量が少ないうえに、大和川水系の保水能力が低いことから、ダムやため池を活用しながら、吉野川の水を導水して利用していますが、近年、森林の荒廃、耕作放棄地の増加、ため池の機能低下等により、森林の水源かん養機能や農地・ため池の保水機能の低下が進んでいます。

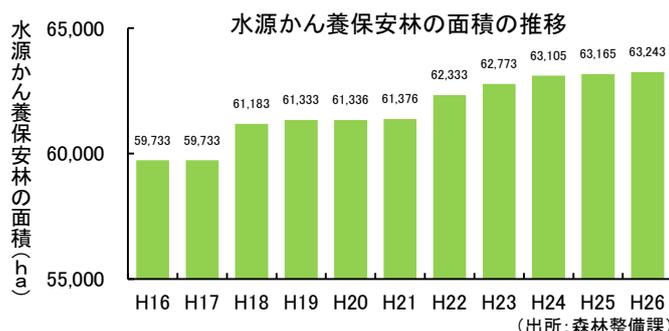
河川の水量維持は、水質や景観の悪化、水辺の生態系への悪影響を防ぐためにも重要であることから、流域全体で保水力を高め河川の一定水量を確保するとともに、例えば、農業用水の一部を河川の環境用水として利用することを検討・促進することが必要です。

<目標>

流域全体での保水力を向上させ、河川を流れる水量を確保します。

<関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
水源の保水能力を評価する指標として活用	水源かん養保安林の面積	63,243 ha	67,334 ha



＜小施策・事業＞

②-1 森林の保水機能の維持・回復

森林の有する水質浄化や水量調整などの水源かん養機能を向上させ、良質な水の安定的な供給を図るため、施業放棄林の強度間伐等を実施するなど、健全な森林づくりを進めます。

(事業例)

- 施業放棄林・環境保全林の整備促進

②-2 都市・農村における保水力の向上

都市・農村での保水力の向上を図るため、耕作放棄地の発生防止・解消、老朽化の進んだため池の改修や多目的活用の促進、流域での雨水貯留浸透施設の整備などを推進します。

(事業例)

- ため池の多面的機能の活用
- 農地の保水機能の保全
- 雨水貯留浸透施設の整備
- 透水性舗装の推進
- 農業の担い手支援の推進
- 耕作放棄地の再生・利用の推進

②-3 環境用水の導入検討・促進

河川の水量不足による水質や景観の悪化、水辺の生態系への悪影響を改善するため、農業用水の一部を環境用水として利用することを検討・促進します。

(事業例)

- 農業用水等の利活用の検討・促進

②-4 瀬切れ対策の推進

吉野川で発生していた瀬切れは、平成 23 年度以降発生していませんが、引き続き、国、県、地元自治体及び関係機関の連携により、監視・対策を継続します。

(事業例)

- 吉野川の瀬切れの監視・対策

②-5 ダムの弾力的運用

吉野川における水量確保のため、段階的な放流の実施などダムの弾力的運用を国に働きかけます。また、国、県及び関係機関等の連携により、吉野川流域の治水、利水、環境に関する諸課題について検討を進めます。

(事業例)

- 吉野川の水量確保対策

③やすらぎの水辺空間の整備

<現状と課題>

豊かな水辺空間は、人々の暮らしの中で身近な存在でありました。この暮らしと水辺との関わりが、都市化のなかで薄らぎ、喪失されてきていることから、水辺空間のあり方を見直し、水辺の持つ癒しなどの様々な機能をまちづくりに活かしていくことが求められます。

また、水辺の多様な生物が生息・生育できるように多自然型の河川環境づくりに努める必要があります。

<目標>

憩いとやすらぎを感じることができる水辺空間づくりを進めます。

<小施策・事業>

③-1 川辺のまちづくり

地域と行政の積極的な連携と河川周辺の施設間の連携を図りながら、河川空間が持つ癒しなどの様々な機能をまちづくりに活かすことで、地域コミュニティの再生や子供から高齢者までがいいききと暮らせる川辺のまちづくりを推進します。

(事業例)

- 地域住民等と連携した河川空間を軸としたまちづくりの促進
- 地域住民等による河川等の植栽や管理

③-2 守水による里川づくり

「奈良県山の日・川の日」を啓発し、河川愛護の意識の醸成を図りながら、地域住民等による自主的・主体的な植栽整備や河川清掃・草刈り等を通して、アダプト活動による里川の再生に取り組めます。

(事業例)

- 地域住民等との協働による河川空間の植栽、清掃等の促進
- 「奈良県山の日・川の日」など環境イベント等の実施

③-3 自然に配慮した河川整備

多様な生物が生息・生育できるように、自然の川の流れを基本とした多自然型の河川整備を進めるとともに、やすらぎを感じられる河川空間を形成するため、花壇整備や花木の植栽等に取り組めます。

(事業例)

- 瀬や淵など自然な流れを基本とした河川整備

③-4 多様な生物が見られる水辺づくり

水辺の多様な生物が生息・生育できるように、また、水辺の生物と人とがふれあうことができるように、人と自然が共生できる水辺づくりを進めます。

(事業例)

- 水辺や護岸の緑化等による多自然型の河川環境づくり
- ホタルの飛翔情報の提供

(3) 低炭素社会の実現

【施策の方向】

自然災害だけでなく、人々の健康や生態系などにも影響を及ぼす地球温暖化対策として、県内温室効果ガス排出量の約 95%を占める二酸化炭素の排出削減対策が重要な課題となっています。そのため、熱エネルギーや未利用エネルギーなどの再生可能エネルギーのさらなる利活用を図るとともに省エネ・節電スタイルの推進・定着を促します。また、森林面積が県土面積の約 8割を占める本県の特性を活かし、二酸化炭素の吸収源となる森林の整備・保全に取り組むことにより、産業の活性化を図り、持続可能な地域づくりを促進します。

【現況・目標値(指標設定による評価)】

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32	小施策
温室効果ガスの削減対策の進捗を評価する指標として活用	温室効果ガス排出削減率 (現況値の基準年:H17) (目標値の基準年:H25)	6.9%増 (H25)	30.9%減 (H42)	温室効果ガスの排出削減
	森林環境教育指導者養成研修受講者数	2,895 人	4,500 人	
	ストップ温暖化推進員の委嘱者数	177 人	250 人	
省エネ・節電の取り組みの進捗を評価する指標として活用	年間電力使用量低減率 (基準年:H26)	—	3.5% (H30)	
再生可能エネルギー導入の進捗を評価する指標として活用	再生可能エネルギー導入量	240,954 kW	385,526 kW (H30)	
	木質バイオマスエネルギー利用量	18,729 t	40,000 t	
二酸化炭素吸収源となる森林整備の進捗を評価する指標として活用	施業放置林における強度間伐の面積	7,510 ha	12,000 ha	二酸化炭素吸収源の整備
	県民等の募金による植樹の本数	8,197 本	8,900 本	

①温室効果ガスの排出削減

<現状と課題>

人間活動の拡大に伴い、二酸化炭素等の温室効果ガスが大量に大気中に排出されるようになり、地球全体の温度が上昇しています。

本県における2013(H25)年度の温室効果ガス排出量は7,884千tであり、2005(H17)年度の7,375千tより増加しています。また経済成長率にもよりますが、今後、温室効果ガスの排出削減に向けた追加的な対策を講じなかった場合、本県の温室効果ガスは増加し続け、2030(H42)年度8,214千tとなることが予想されます。

部門別に見た本県の排出状況(エネルギー起源二酸化炭素排出量)は、2013(H25)年度時点で家庭部門が29%と一番高く、次に運輸部門が25%、産業部門が24%、業務部門が22%となっています。本県の特徴としては、全国と比べて家庭部門(全国割合18%)と運輸部門(全国割合20%)の割合が高く、産業部門の割合が低い(全国割合38%)状況です。

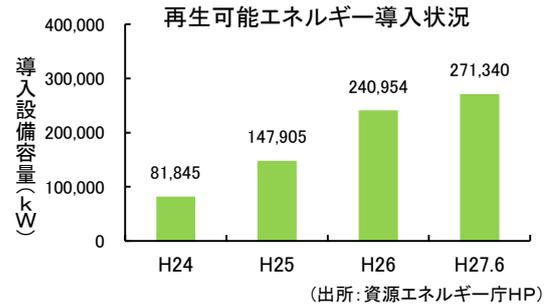
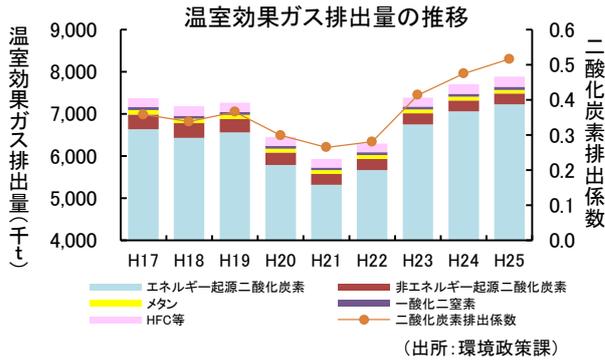
温室効果ガスの約95%は二酸化炭素であり、二酸化炭素の排出削減が地球温暖化防止の大きな柱となります。特に本県は個人の消費志向や行動意識に大きく依存する家庭部門・運輸部門における二酸化炭素排出割合が高いため、県民の意識を大きく変えていくことが重要です。また、部門毎の二酸化炭素排出の要因を分析したうえで、部門別に本県に適した施策を展開していく必要もあります。

<目標>

温室効果ガスの排出削減に向け、県民・事業者・行政が一体となって取り組む社会を目指します。

<関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
温室効果ガスの削減対策の進捗を評価する指標として活用	温室効果ガス排出削減率 (現況値の基準年:H17) (目標値の基準年:H25)	6.9%増 (H25)	30.9%減 (H42)
	森林環境教育指導者養成研修受講者数	2,895人	4,500人
	ストップ温暖化推進員の委嘱者数	177人	250人
省エネ・節電の取り組みの進捗を評価する指標として活用	年間電力使用量低減率 (基準年:H26)	—	3.5% (H30)
再生可能エネルギー導入の進捗を評価する指標として活用	再生可能エネルギー導入量	240,954 kW	385,526 kW (H30)
	木質バイオマスエネルギー利用量	18,729 t	40,000 t



<小施策・事業>

①-1 省エネ・節電等の推進

省エネ・節電の実践を促進するため、奈良県地球温暖化防止活動推進センター等による普及啓発活動を通して、家庭での意識の醸成を図るとともに、事業所等に対しては二酸化炭素削減に関する専門家の派遣や省エネ設備導入の支援を図ります。また、県全体で節電の取り組みが一層浸透するよう、奈良県節電協議会(平成 23 年7月設立)による「奈良の節電スタイル」の取り組みを継続的に推進します。

(事業例)

- 「奈良の節電スタイル」の推進
- 奈良県地球温暖化防止活動推進センターや奈良県環境県民フォーラムによる啓発活動
- CO₂ 排出量の「見える化」による啓発(奈良の環境家計簿など)
- 省エネ・節電対策への支援
- 県域水道ファシリティマネジメントの推進
- 県有施設における省エネ・省 CO₂ 機器・材料の調達
- 事業所等への専門家派遣による省エネ・節電の促進
- 環境にやさしい買物キャンペーン
- ストップ温暖化推進員の養成
- 環境アドバイザーの派遣
- 低炭素型住宅の普及

①-2 再生可能エネルギーの活用

本県の地勢条件や資源等をできる限り活用して、太陽光や木質バイオマス、小水力等の多様な再生可能エネルギーの導入を促進します。また、太陽光発電と蓄電池等との組み合わせによるエネルギーの高度利活用を促進します。

(事業例)

- 木質バイオマスエネルギー等、再生可能エネルギーの導入促進
- 家庭・事業所等の自立分散型エネルギーの導入促進
- 小水力発電の導入促進
- 熱エネルギーの利活用推進
- 公共施設等におけるエネルギー確保体制の整備促進
- 再生可能エネルギーを活用する中小企業向け融資制度の実施
- 地域におけるエネルギー確保体制の整備促進
- エネルギー・環境技術関連企業をはじめとした企業誘致活動の実施
- 再生可能エネルギーを活用した地域の取り組みへの支援

①-3 フロン対策等の推進

家電や自動車エアコンからのフロン類の回収の徹底や、フロン類充填・回収業者の登録及び指導、ユーザーによるフロン類使用機器の維持管理等の徹底を図ります。

(事業例)

- フロン類の適正な管理・回収・破壊の促進
- 家電リサイクル法の適切な運用及び普及啓発
- 自動車リサイクル法の適切な運用及び普及啓発

①-4 自動車等の移動発生源対策

自動車等の移動発生源からの温室効果ガス排出削減を図るため、エコカーの導入を促進するとともに、公共交通機関や自転車の利用促進、交通管制システムの高度化等の交通円滑化対策による道路交通の渋滞解消などに取り組みます。また、農業等の地産地消を促進することにより、輸送に伴い発生する二酸化炭素排出量の削減を図ります。

(事業例)

- エコカーの導入促進
- 電気自動車等の導入促進
- 移動ニーズに対応する公共交通の維持確保及び利用促進
- 広域自転車道整備等による自転車利用促進
- 交通円滑化対策の推進
- 農業等の地産地消の推進
- エコドライブの推進

②二酸化炭素吸収源の整備

<現状と課題>

森林はその成長の過程で、大気中の二酸化炭素を吸収し、幹や枝等に長期間にわたって蓄積するなど、二酸化炭素の吸収・貯蔵庫として重要な役割を担っています。しかし、山村地域における過疎・高齢化の進行、木材価格の低迷等により、手入れの行き届かない森林の増加が問題となっています。

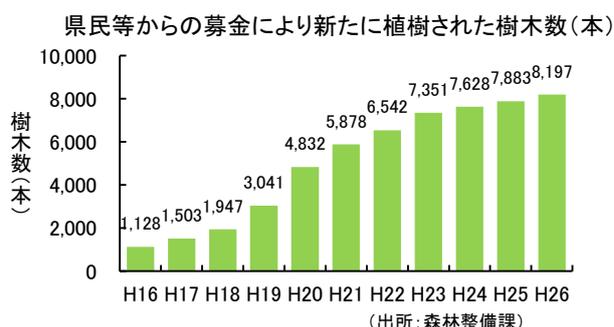
森林の荒廃は、森林の持つ二酸化炭素の吸収機能を低下させることから、森林面積が県土面積の約8割を占める本県において、今後、適切な森林管理により二酸化炭素の吸収源を確保し、地球温暖化防止に積極的に貢献していくことが求められます。

<目標>

森林の適切な整備・利用等が進み、森林による二酸化炭素吸収量が増加している姿を目指します。

<関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
二酸化炭素吸収源となる森林整備の進捗を評価する指標として活用	施業放置林における強度間伐の面積	7,510 ha	12,000 ha
	県民等の募金による植樹の本数	8,197 本	8,900 本



＜小施策・事業＞

②-1 健全な森林の整備

森林が有する二酸化炭素吸収等の多面的機能を持続的に発揮させるため、施業放置林の強度間伐や県産材の利用を促進します。

（事業例）

- 施業放置林・環境保全林の整備促進
- 県産材の利用促進
- 森林環境教育の指導者養成
- 森林管理の基盤となる林道整備の推進

②-2 保安林等の適正な管理と保全

保安林等が持つ二酸化炭素吸収機能の維持・向上を図るため、荒廃した保安林の計画的な整備及び指定など、保安林制度の円滑・適切な運用に努めます。

（事業例）

- 保安林制度の適切な運用
- 施業放置林・環境保全林の整備促進

②-3 県産材需要の拡大

森林が吸収した二酸化炭素は、木材として利用することで固定され続けることから、住宅資材等への県産材の利用促進に取り組みます。

（事業例）

- 「奈良県地域材認証制度」による県産材の需要拡大
- 一般住宅での県産材の利用促進
- 公共施設等の木質化の促進
- 公共事業への間伐材等の利用促進

③顕在化する地球温暖化への適応

<現状と課題>

県内での地球温暖化の影響と考えられる様々な事象について、情報収集や現状分析を行うとともに、関係機関等と情報を共有しながら、気候変動の影響への対策を検討・促進します。

<目標>

県内事象をもとに温暖化への適応策を検討・促進します。

<小施策・事業>

③-1 温暖化の影響と考えられる県内事象の調査研究

温暖化の影響と考えられる様々な事象(土砂災害、農作物の品質低下、熱中症・感染症の発生など)について、専門的な観点から情報収集と現状分析を行います。

(事業例)

- 土砂災害、農作物被害、熱中症、感染症などの情報収集・研究

③-2 各分野における適応策の検討促進

県内事象等にかかる調査研究成果をもとに、本県における気候変動の影響への適応策の研究に取り組みます。

(事業例)

- 県内事象の調査研究を踏まえた適応策の検討

(4) 循環型社会の構築

【施策の方向】

「ものを大切にする」意識をさらに醸成しながら、廃棄物対策の取り組みを通して、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される循環型社会の構築を目指します。また、ごみを減らすことは、地域の生活環境だけでなく、景観や地球温暖化対策、生物多様性の保全など様々な環境課題に貢献できるものであり、「きれいに暮らす奈良県スタイル」構築のベースとなることから、県民一人ひとりが日々の暮らしのなかで資源やエネルギーを大切にする「環境に配慮したライフスタイル」の促進を図ります。重点的な取り組みとして、これまで県と市町村が連携して推進してきた奈良モデルによる「ごみ処理の広域化」の取り組みを継続・発展させながら、本県の地域特性に適した3R(リデュース・リユース・リサイクル)等を促進することにより、さらなる「ごみの減量化」に向けて、県民をはじめ多様な主体による積極的な実践活動の普及・拡大を図ります。

【現況・目標値(指標設定による評価)】

指標設定の趣旨	指標項目		現況値	目標値	小施策
			H25	H29	
ごみの減量化を評価する指標として活用	ごみの排出量	一人1日あたりのごみの排出量(一廃)	918 g/人・日	870 g/人・日	廃棄物の排出抑制の促進
		産業廃棄物排出量	1,539 千 t (H22)	1,560 千 t	
	リサイクル率	一般廃棄物	13.1%	25.0%	廃棄物の循環的利用の促進
		産業廃棄物	48.3% (H22)	48.0%	

※この目標値は、平成 29 年度に策定する県廃棄物処理計画により見直す予定です。

①廃棄物の排出抑制の促進

<現状と課題>

本県における一般廃棄物の一人1日あたりごみ排出量は、年々減少してきており、平成25年度は918gで、全国平均値の958gより40g少なく、全国12位に位置しています。また、産業廃棄物は、平成22年度実績で、1,539千t/年の排出量となっており、平成17年度の1,696千t/年に比べて、約10%の減となっています。

このような状況を踏まえ、引き続き、環境への負荷が低減される循環型社会の形成を推進していくため、まずは、出来るだけ「ごみを出さない」生活スタイルや事業形態への転換の促進を図り、さらなるごみの減量化に向けた取り組みを進める必要があります。

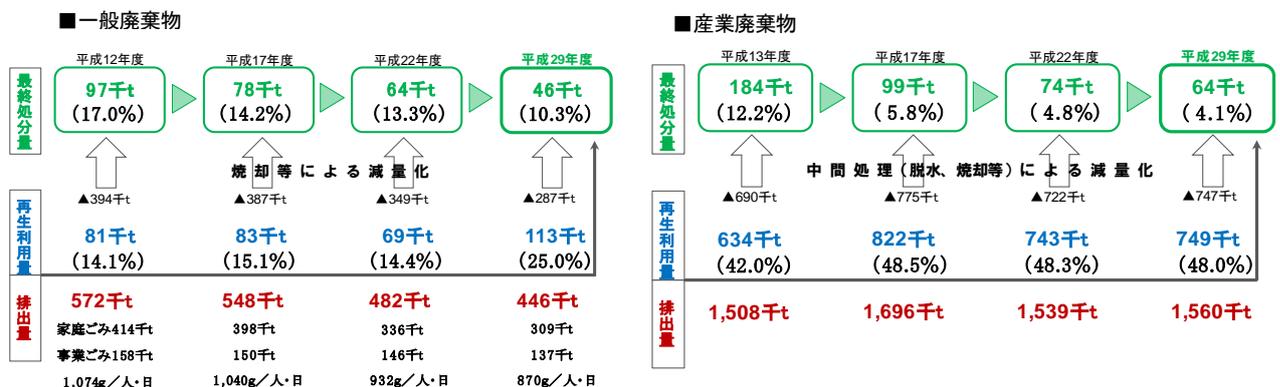
<目標>

一人1日あたりのごみ排出量を平均で5%以上減らすことを目指します。

<関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H25	目標値 H29
ごみの減量化を評価する指標として活用	一人1日あたりのごみの排出量(一廃)	918 g/人・日	870 g/人・日
	産業廃棄物排出量	1,539 千t (H22)	1,560 千t

※この目標値は、平成29年度に策定する県廃棄物処理計画により見直す予定です。



＜小施策・事業＞

①-1 「ごみゼロ生活」の推進

資源循環型の持続可能な社会を形成していくためには、環境への負荷の少ない生活スタイルをより広く実践していくことが大切です。そのため、県民一人ひとりが、出来る限りごみを出さない暮らし(「ごみゼロ生活」)を意識し実践していく必要があります。市町村、関係機関・団体等との連携・協働により、イベント・講習会、ホームページなど様々な機会を通して、「ごみゼロ生活」実現に向けた県民への啓発等の取り組みを推進します。

(事業例)

- 環境にやさしい買物キャンペーン
- イベント等による普及啓発
- 地域での環境学習等への支援
- 資源ごみの集団・拠点回収の促進
- ごみ減量化・リサイクルに取り組む模範団体等の顕彰

①-2 技術・研究開発の促進

事業活動に伴って排出される廃棄物を削減するため、県内事業者が取り組む廃棄物の排出を抑制するための研究開発や設備導入を支援・促進します。また、公設試験研究機関(産業振興総合センター、森林技術センター、畜産技術センター等)を拠点として、産学官の連携により、廃棄物の排出抑制、減量化等に資する先進技術の開発を促進します。

(事業例)

- 排出事業者の研究開発・設備導入支援
- 環境カウンセラーの派遣
- 公設試験研究機関等による研究開発の促進
- 産学官連携による研究開発の促進

①-3 事業者の自主的取り組みの促進

事業活動に伴う廃棄物は、景気の動向や観光需要などの影響も受けており、引き続き、事業者の自主的な取り組みによる排出抑制・減量化を促進する必要があります。事業者に対して、排出事業者責任や拡大生産者責任の徹底について啓発・指導を行うとともに、多量排出事業者に対し減量化計画の策定を促し、計画に基づく排出抑制や減量化の実施について積極的に指導します。また、廃棄物の排出抑制や減量化のためのマネジメントシステム等の導入を促進します。

(事業例)

- 多量排出事業者のごみ減量化促進
- 排出事業者の研究開発、設備導入支援
- 奈良県リサイクル認定製品の普及・拡大
- 環境カウンセラーの派遣
- 環境マネジメントシステム導入とグリーン購入の促進
- 環境経営の導入促進
- 事業者の自主的取り組みへの情報提供・技術的指導等

①-4 ごみの排出抑制のための経済的手法の導入促進

ごみの排出抑制・減量化をさらに効果的に進めていくためには、ごみ処理にかかる費用負担の公平化などに対する県民の理解が必要です。ごみ処理の有料化は、排出抑制や減量化を促進するための経済的インセンティブとして一定の効果があることから、今後も推進していく必要があります。有料化制度の導入予定状況や制度の改善への取り組み状況等について、市町村の実情を把握するとともに、必要な情報の提供に努めます。また、ごみ処理の効率化・最適化を図るため、市町村での処理コストの分析を促進するとともに、市町村からの相談等に応じて技術的な助言等を行います。

(事業例)

- ごみ処理有料化の促進
- ごみ処理コスト分析等の促進

②廃棄物の循環的利用の促進

<現状と課題>

奈良県の廃棄物の再生利用率は、一般廃棄物、産業廃棄物ともに、全国平均よりも低い水準にあります。(一廃(H25):全国 23.8% 奈良県 13.1%、産廃(H22):全国 53% 奈良県 48.3%)

このような状況を踏まえ、特に、一般廃棄物の再生利用率の向上に向けて、排出量の削減が進んでいる家庭ごみの再生利用量を維持(実質の再生率アップ)させながら、排出量が横ばいで推移している事業系ごみ(一般廃棄物)の再生利用の促進を図る必要があります。

<目標>

リサイクル目標値(一廃 25%、産廃 48%)の達成を目指します。

<関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目		現況値 H25	目標値 H29
ごみの減量化を評価する指標として活用	リサイクル率	一般廃棄物	13.1%	25.0%
		産業廃棄物	48.3% (H22)	48.0%

※この目標値は、平成 29 年度に策定する県廃棄物処理計画により見直す予定です。

＜小施策・事業＞

②-1 リユース・リサイクルの促進

循環型社会を形成していくためには、消費・廃棄・処理などの各段階において、廃棄物のリユース・リサイクルを効果的、効率的に促進することが大切です。廃棄物の分別排出や資源としての回収等を進めリユース・リサイクルをさらに促進するため、県民や事業者の自発的な取り組みはもとより、市町村、関係機関等と連携した取り組みの充実を図ります。また、各種リサイクル等を促進する廃棄物再生利用促進計画を策定するなど、各分野・各主体の取り組みを促進します。

(事業例)

- 個別リサイクル法の促進
- ごみ処理施設のエネルギー回収の促進
- 一般廃棄物再生利用促進計画の策定・推進
- 廃棄物再生利用促進計画の策定・推進
- 奈良県リサイクル認定製品の普及拡大
- 焼却灰等の再生利用の検討・促進
- 排出事業者の研究開発、設備導入への支援
- 事業者の自主的取り組みへの情報提供、技術的指導等
- 資源ごみの集団・拠点回収の促進
- リサイクル(再生利用)・リユース(再使用)を促進するための啓発、関連情報の発信

②-2 廃棄物系バイオマスの有効利用の促進

廃棄物の再生利用を進めていくうえで、生ごみや家畜排せつ物、下水汚泥などをバイオマス資源として有効利用していくことが課題となっています。これらの廃棄物系バイオマスは、廃棄物処理費を費用の一部として活用できる可能性があるとともに、比較的まとまった量が特定の場所で発生することなどの特徴があります。今後、地域の実情等も踏まえて、市町村、関係機関、事業者等との連携・協働により、廃棄物系バイオマスの有効利用を促進するための研究開発やコスト低減、関連産業の育成、市場拡大等に積極的に取り組みます。

(事業例)

- 生ごみ、廃食用油等のリサイクル促進
- 下水汚泥のエネルギー利用・セメント原料化等の検討・促進
- し尿処理に伴い発生する汚泥等の有効利用の促進
- 食品リサイクルの促進
- 廃棄物再生利用促進計画の策定・推進
- 公設試験研究機関等による研究開発の促進
- 排出事業者の研究開発、設備導入への支援

②-3 廃棄物利用の再生製品化・流通促進

廃棄物の循環的利用を図るためには、廃棄物を地域資源と捉え地域消費する取り組みが大切です。県内の廃棄物等を利用して県内で製造加工された製品を「奈良県リサイクル認定製品」として認定しており、引き続き、再生製品の質的向上を図るとともに、流通促進のための普及拡大等に積極的に取り組みます。

(事業例)

- 奈良県リサイクル認定製品の普及拡大
- 環境関連イベント等での情報発信
- グリーン購入の促進

②-4 技術・研究開発の促進

廃棄物の循環的利用を促進するため、県内事業者が取り組む廃棄物を再生利用するための研究開発や設備導入を支援・促進します。また、公設試験研究機関(産業振興総合センター、森林技術センター、畜産技術センター等)を拠点として、産学官の連携により、廃棄物の再生利用に資する先進技術の開発を促進します。

(事業例)

- 排出事業者の研究開発・設備導入支援
- 公設試験研究機関等による研究開発の促進
- 産学官連携による研究開発の促進
- 環境カウンセラーの派遣

③廃棄物の適正処理の推進

<現状と課題>

産業廃棄物の不適正処理のリスクを低減するためには、より優良な処理業者を育成し、業界全体のレベルアップを図ることが求められています。県内の優良産業廃棄物処理業者は、年々増加し、平成 26 年度で 115 の業者が優良業者として認定されていますが、引き続き、排出事業者責任の徹底や優良業者の育成を図る必要があります。

また、廃棄物の適正処理にあたっては、最終埋立処分場等の処理施設の安定的確保が必要です。公的関与の広域処理事業である大阪湾フェニックス処分場は、平成 23 年度に基本計画を変更し、埋立期間が平成 39 年度まで延長されていますが、引き続き、関係府県及び市町村等と連携して、平成 40 年度以降の大阪湾フェニックス計画の実現に向けて取り組む必要があります。

<目標>

廃棄物の適正処理を徹底します。

<小施策・事業>

③-1 排出事業者責任の徹底

排出事業者責任を徹底するための研修の実施、多量排出事業者処理計画の作成指導等を行うとともに、関係団体、事業者、学識経験者の協力を得ながら、事業者が取り組むべき対策や先進的な取組事例を調査し、有用な情報をとりまとめた適正処理推進マニュアルなどを作成することにより、事業者の取り組みを支援します。また、建物解体工事等に伴う分別解体、アスベスト廃棄物の適正処理や、廃材の再資源化等を一層徹底するための取り組みを推進します。

(事業例)

- 建物解体工事等の適正実施の確保対策
- 建設系廃棄物の適正処理に関する研修等の実施
- 産業廃棄物管理責任者研修の実施
- 適正処理推進マニュアルの作成・配布
- 排出事業者への立入調査・指導
- 多量排出事業者処理計画の作成指導、改善支援
- 電子マニフェストの導入促進

③-2 優良処理業者の育成

優良産業廃棄物処理業者認定制度により、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした産業廃棄物処理業者を優良業者として認定していますが、引き続き、本制度の普及を図るとともに、産業廃棄物処理業者に対して、法制度や技術的な観点から専門的な研修を実施するなど、信頼できる産業廃棄物処理体制の構築に向けた事業を実施します。

(事業例)

- 優良産業廃棄物処理業者認定制度の普及促進
- 優良産業廃棄物処理業者育成研修の実施
- 電子マニフェストの導入促進
- 環境マネジメントシステム導入促進

③-3 産業廃棄物処理施設周辺の環境保全

産業廃棄物処理業者は、法令等に基づき処理施設の構造や維持管理の基準を遵守し、周辺的生活環境を保全する責務があります。県は、必要に応じて事業者に対して指導及び助言を行うとともに、市町村の協力を得て、処理施設からの放流水の水質検査や臭気検査などを行い、周辺生活環境の保全を図ります。

(事業例)

- 産業廃棄物処理施設(埋立処分場)の水質・臭気等検査の実施
- 監視パトロールの実施
- 産業廃棄物処理施設の定期検査の実施

③-4 有害廃棄物の適正処理の推進

事業者は、人の健康や生活環境に深刻な悪影響を及ぼすおそれのあるアスベスト含有廃棄物などの有害廃棄物の適正かつ安全な処理体制の整備に努める必要があります。県は、事業者に対し、適正処理をより確実なものとするため、必要な技術的助言を行うとともに、指導・監視の強化を図ります。

(事業例)

- 解体工事等で排出される有害廃棄物(アスベスト、PCB等)の適正処理の促進
- 建物解体工事等の適正実施の確保対策(分別解体、アスベスト処理、再資源化等)
- PCB廃棄物の計画的処理の促進
- 感染性廃棄物の排出事業所への立入調査・指導

③-5 ごみ処理施設の安定的確保

市町村は、一般廃棄物処理計画について必要な見直し等を行うとともに、一般廃棄物処理施設の整備・運営にあたっては、再資源化や熱回収による発電するなど、循環型社会推進に資する事業実施に努める必要があります。一方、県においては、市町村からの要請等に応じて、技術的な助言、情報提供等を行うとともに、既存施設の更新時期や地理的条件、人口予測なども踏まえ、処理の広域化等によるコスト縮減、環境負荷の低減を図っていきます。さらに、関係府県及び市町村等と連携し、公的関与の広域処理事業である大阪湾フェニックス計画の実現に向けて積極的に取り組みます。

(事業例)

- 大阪湾フェニックス計画の推進
- ごみの共同処理の促進
- 市町村等の一般廃棄物処理施設の計画的整備

③-6 し尿等の処理対策の推進

し尿処理については、地域の実情を踏まえ、市町村等の各設置主体による処理施設の整備促進を図り、公共用水域等への環境影響の低減に努めます。また、県・市町村は、下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽などの汚水処理施設について、地域の実情に応じた計画的・効率的な整備を図ります。また、浄化槽の適正な維持管理を確保するため、検査・点検、清掃等の実施を促すための啓発・指導等を強化します。

(事業例)

- し尿・汚水処理施設の整備促進
- し尿処理施設の故障等に備えた市町村間相互支援の確保
- 浄化槽の法定検査、保守検査、清掃等の実施促進

④廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅

<現状と課題>

廃棄物の不法投棄・焼却は、減少傾向にあります。手口が悪質・巧妙化するとともに、ごみのポイ捨てなどは、まだまだ後を絶たないのが実情です。また、家電ごみを無許可で回収し、スクラップにして海外に輸出する事例が全国的に発生しており、国内で再資源化を図るとする家電リサイクル法の目的達成に支障をきたしています。

このような状況を踏まえ、引き続き、県民、市町村、関係機関等との連携を密にして、不法投棄・焼却や不適正な処理の撲滅を図るための取り組み強化が必要です。

<目標>

ごみの不法投棄・焼却や不適正処理の撲滅を目指します。

<小施策・事業>

④-1 県民総監視ネットワークの推進

これまで民間団体や事業所の協力による「不法投棄見張り番」や奈良県地域環境保全推進員、不法投棄ホットライン等による通報など、県民総監視のネットワークをつくり、市町村、関係機関等と連携して、不法投棄等の早期発見、撲滅に努めてきました。しかし、不法投棄等は依然後を絶たず、さらなる対策の強化が必要であることから、引き続き、各方面の協力を得ながら不法投棄等を撲滅するための取り組みを推進します。

(事業例)

- 団体等による不法投棄見張り番の拡充
- 地域環境保全推進員による活動促進
- 不法投棄ホットライン(県民からの通報窓口)の運営
- 監視パトロールの強化
- スカイパトロール・路上調査の実施
- 不法投棄防止対策の看板、フェンス、監視カメラ等の設置

④-2 悪質事案対策の強化

不法投棄や不法焼却、不適正処理に対しては、監視パトロールの強化、行為者等への指導等を行っているものの、手口が悪質・巧妙化するとともに、是正まで長期化する案件も出てきているのが現状です。指導しても改善が見られない悪質事案などについては、法令に基づき行政処分や刑事告発も念頭に、関係機関との連携を密にして厳正に対処していきます。

(事業例)

- 悪質事案に対する特別監視・指導の強化

④-3 使用済家電等の不適正処理対策の推進

無許可業者によるエアコンやテレビなどの特定家電製品の不適正処理は、依然として解消されおらず、家電リサイクル法に基づいた再資源化の取り組みに支障をきたしています。このことから、使用済家電等の不適正処理を撲滅するため、市町村や関係機関等と連携しながら、情報の共有化や回収事業者への立入調査・指導等の検討・実施に取り組みます。また、消費者に対して適正処理を呼びかけていくことも必要であることから、市町村とともに、無許可業者の利用は法令違反であること等の周知・啓発を図ります。

(事業例)

- 市町村等との連携による、使用済家電等回収業者への立入調査・指導の実施
- 県民(消費者)への啓発
- 奈良県使用済家電等対策連絡会による対策推進

④-4 県民参加型の環境美化活動の促進

地域住民による河川・道路等の公共空間への植栽や清掃等による環境美化活動を通して、不法投棄等を抑制する環境づくりを進めるとともに、ごみ問題や環境保全に対する県民意識の高揚を図ります。

(事業例)

- 住民参加による道路・河川等の植栽・清掃等促進
- 住民参加による花いっぱい運動の促進
- 市町村・地域住民の協働による環境美化活動や環境イベント等の促進

④-5 不法投棄等の撲滅に向けた啓発の推進

豊かな自然環境を守っていくためには、不法投棄を「しない」「させない」という強い意識の醸成が必要です。そのため、市町村、関係機関、団体等と連携して、春の不法投棄廃棄物の一斉撤去、6月の環境の日・環境月間や秋の「不法投棄ゼロ作戦」強化週間における集中的なキャンペーンを実施します。また、県ホームページでの情報発信やテレビ、新聞等のマスメディアを活用した普及啓発にも積極的に取り組みます。

(事業例)

- 「不法投棄ゼロ作戦」等による啓発活動の促進
- 「環境の日・環境月間」における県内一斉パトロール等の実施
- 不法投棄廃棄物の一斉撤去(産業廃棄物協会、市町村等との連携)
- 県ホームページによる情報発信
- マスメディア(テレビ、新聞等)による普及啓発

⑤災害廃棄物処理対策の推進

<現状と課題>

地震、風水害等による大規模な災害は、いつ発生するか予測できないこと、大量の災害廃棄物が発生することから、いかに事前の備えを整えられるかが課題となります。これまで、平成21年8月に、(一社)奈良県産業廃棄物協会をはじめとする関係4団体と災害廃棄物処理の協力協定を締結したのに加え、平成24年8月には、紀伊半島大水害を教訓として、県内の全市町村等と「災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定」を締結しています。

今後は、東日本大震災や阪神・淡路大震災レベルの最大規模の災害を想定して、平成27年度に策定した「奈良県災害廃棄物処理計画」に基づき、県と市町村の連携による教育・訓練を実施するとともに、広域的な相互支援体制の構築に取り組む必要があります。

<目標>

大規模な災害時に発生する災害廃棄物の処理体制を構築します。

<小施策・事業>

⑤-1 災害廃棄物処理の相互支援体制の整備

県内の全市町村等と締結している相互支援協定に基づき、毎年、各市町村等の廃棄物処理施設の処理能力等を把握し、情報の共有を図りながら、民間業者の活用を含め、災害時の処理能力の向上及び相互支援体制の整備推進を図ります。

また、「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」において、近畿2府4県及び政令市・中核市等が参加して、近畿圏における相互支援についての検討が進められていますが、東日本大震災のような大規模災害に備えるためには、近畿圏を越えて中部圏や中国四国等との広域間の相互支援体制も必要となることから、国、関係府県等との連携を密にして、広域的な相互支援協定の締結に向けて積極的に取り組みます。

(事業例)

- 県・市町村等の情報共有、体制整備・更新
- 市町村等の処理能力等を把握する相互支援データベースの作成・共有
- 相互支援マニュアルの作成・共有
- 他府県等との広域相互支援協定の促進

⑤-2 県災害廃棄物処理計画に基づく教育・訓練

大規模災害に備える体制を整備・維持するため、平常時から対象職員を特定して、県・市町村合同の「教育・訓練」を継続的に実施します。また、教育・訓練を効果的に実施するとともに、その成果を共有するため、県・市町村による「奈良県災害廃棄物対策連絡会」を設置・運営します。

(事業例)

- 県・市町村合同の教育・訓練の実施
- 関係機関・団体等と連携する教育・訓練の実施
- 「奈良県災害廃棄物対策連絡会」の設置・運営

⑤-3 市町村の災害廃棄物処理計画の策定促進

県災害廃棄物処理計画の周知・共有を図り、市町村における災害廃棄物処理計画の策定・見直しを促進します。

(事業例)

- 市町村災害廃棄物処理計画の策定・見直しの促進
- 計画を策定する市町村への技術的支援

⑥県・市町村の連携・協働(奈良モデル)による施策推進

<現状と課題>

県内の市町村等のごみ処理施設の大半が、小規模かつ老朽化してきており、これらの施設の計画的な整備が喫緊の課題となっています。

このような状況のなかで、ごみ処理の安定的な継続を確保し、行財政運営の効率化を図るため、効果・効率的な事業規模やシステム構築などの観点から、県と市町村が連携・協働する「奈良モデル」により、ごみの共同処理や減量化・リサイクル等の促進に取り組む必要があります。

<目標>

奈良モデルによる効果・効率的なごみ処理を目指します。

<小施策・事業>

⑥-1 一般廃棄物処理の広域化

県・市町村長サミットでの検討課題である「安定的な一般廃棄物処理の継続」を継承・発展させ、奈良モデルにより一般廃棄物処理の広域化を促進します。

(事業例)

- ごみ処理広域化を推進する市町村への支援

⑥-2 災害廃棄物処理対策の推進

県内の全市町村等と締結している相互支援協定に基づき、毎年、各市町村等の廃棄物処理施設の処理能力等を把握し、情報の共有を図りながら、民間業者の活用を含め、災害時の処理能力の向上及び相互支援体制の整備推進を図ります。

また、大規模災害に備える体制を整備・維持するため、平常時から対象職員を特定して、県・市町村合同の「教育・訓練」を継続的に実施します。また、教育・訓練を効果的に実施するとともに、その成果を共有するため、県・市町村による「奈良県災害廃棄物対策連絡会」を設置・運営します。

(事業例)

- 県・市町村合同の教育・訓練の実施
- 関係機関・団体等と連携する教育・訓練の実施
- 「奈良県災害廃棄物対策連絡会」の設置・運営
- 県・市町村等の情報共有、体制整備・更新
- 市町村等の処理能力等を把握する相互支援データベースの作成・共有
- 相互支援マニュアルの作成・共有
- 他府県等との広域相互支援協定の促進
- 市町村災害廃棄物処理計画の策定・見直しの促進

⑥-3 廃棄物の減量化・再生利用の推進

廃棄物の減量化・再生利用を推進するため、調査等の効果・効率性及び情報の共有化等の観点から、県・市町村の連携・協働による取り組みの充実を図ります。事業系一般廃棄物や各分野・業種における産業廃棄物の再資源化等の実態把握に努め、重点化する施策・事業を検討・推進します。

(事業例)

- 広域連携による効果・効率化の検討・促進
- 一般廃棄物再生利用促進計画の策定・推進

⑥-4 不法投棄・使用済家電等対策の強化

不法投棄や使用済家電等の不適正処理を撲滅するため、市町村や関係機関等と連携しながら、情報の共有化や回収事業者への立入調査・指導等に取り組みます。また、消費者に対して適正処理を呼びかけていくことも必要であることから、市町村とともに、無許可業者の利用は法令違反であること等の周知・啓発を図ります。

(事業例)

- 県・市町村連携による共同調査・指導・監視
- 奈良県使用済家電等対策連絡会による対策推進
- 不適正事案データベース化、指導マニュアルの作成・共有
- 使用済家電等の回収事業者への立入調査・指導等の強化
- 県民(消費者)への啓発

(5) 安全な生活環境の確保

【施策の方向】

心身ともに健康で、快適・安全・安心な暮らしができるよう、私たちの身の回りを取り巻く生活環境(大気、土壌、騒音など)を保全するための対策を講じます。また、有害な化学物質の適正処理を促進するとともに、空間放射線量の常時監視や未だ発生メカニズムが解明されていない微小粒子状物質(PM_{2.5})に係る調査研究などの取り組みを推進します。

【現況・目標値(指標設定による評価)】

指標設定の趣旨	指標項目		現況値 H26※1	目標値 H32	小施策
きれいな大気が保たれているかを評価する指標として活用	大気環境基準達成率	二酸化硫黄(SO ₂)	100% (11/11)	100%	大気環境の保全対策
		二酸化窒素(NO ₂)	100% (14/14)	100%	
		一酸化炭素(CO)	100% (5/5)	100%	
		浮遊粒子状物質(SPM)	100% (14/14)	100%	
		光化学オキシダント(O _x)	0% (0/ 8)	測定数値に対する迅速な対応、情報提供を行う※2	
		微小粒子状物質(PM _{2.5})	33% (1/3)		
生活環境の保全対策の状況を評価する指標として活用	ダイオキシン類の環境基準達成率		100% (7/7)	100%	生活環境の保全対策
	高濃度PCB廃棄物の適正処理実施率		76.7% 登録台数 2,167台 処理台数 1,662台	100%	
	公害苦情件数(騒音、振動、悪臭等)		147件	件数の減	

※1:()は、環境基準達成箇所数/測定箇所数

※2:数値目標の設定になじまないため、数値への対応を記載(ただし、実績値は評価する)

①大気環境の保全対策

<現状と課題>

大気中における二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、一酸化炭素(CO)等は、環境基準を達成していますが、光化学オキシダント(Ox)及び微小粒子状物質(PM_{2.5})については、全ての測定地点で環境基準を達成していないことから、県民の健康被害の防止を図るとともに、原因究明に取り組む必要があります。また、大気汚染物質の固定発生源対策としては、工場・事業場に対する排出規制・指導を進めるとともに、自動車等の移動発生源対策にも取り組む必要があります。

酸性雨については、近年の東アジア地域における急速な経済発展等によりその原因物質が今後さらに増加する可能性があるため、実態把握を継続するとともに、原因物質の排出抑制を図る必要があります。

<目標>

健康で安全な日常生活が営めるよう、きれいな大気環境の保全対策を進めます。

<関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26※1	目標値 H32
きれいな大気が保たれているかを評価する指標として活用	二酸化硫黄(SO ₂)	100% (11/11)	100%
	二酸化窒素(NO ₂)	100% (14/14)	100%
	一酸化炭素(CO)	100% (5/5)	100%
	浮遊粒子状物質(SPM)	100% (14/14)	100%
	光化学オキシダント(Ox)	0% (0/ 8)	測定数値に対する迅速な対応、 情報提供を行う ※2
	微小粒子状物質(PM _{2.5})	33% (1/3)	

※1:()は、環境基準達成箇所数/測定箇所数

※2:数値目標の設定になじまないため、数値への対応を記載(ただし、実績値は評価する)

＜小施策・事業＞

①-1 大気汚染物質対策

大気環境の保全を図るため、大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づき、工場・事業場等の監視・指導を徹底し、高濃度時には迅速・的確な措置を講じます。また、自動車等の移動発生源からの排出抑制対策として、エコカーの導入を促進するとともに、公共交通機関や自転車の利用促進、交通管制システムの高度化等の交通円滑化対策による道路交通の渋滞解消などに取り組みます。

(事業例)

- 大気汚染物質の常時監視
- 工場・事業場等の指導等
- エコカーの導入促進
- 電気自動車等の導入促進
- 移動ニーズに対応する公共交通の維持確保及び利用促進
- 広域自転車道整備等による自転車利用促進
- 交通円滑化対策の推進
- 農業等の地産地消の推進
- エコドライブの推進

①-2 光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM_{2.5})対策

光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM_{2.5})への対策として、常時監視によるデータの蓄積や成分分析による原因解明を行うとともに、県民の健康被害の未然防止のため、高濃度時には県民に一斉メールを配信するなど迅速・的確な対応を図ります。

(事業例)

- 大気汚染物質の常時監視
- 注意報等の迅速な対応
- 「注意喚起のための暫定的な指針」に基づく迅速・的確な対応
- 微小粒子状物質(PM_{2.5})の原因解明に向けた調査研究

①-3 酸性雨対策

酸性雨の実態を把握するため、国及び他府県等と連携した酸性雨モニタリング調査を実施するとともに、県内における原因物質の排出抑制に係る取り組みを推進します。

(事業例)

- 酸性雨モニタリング調査
- 工場・事業場等の指導等

②生活環境の保全対策

<現状と課題>

私たちの日常生活や事業活動において、その利便性から直接・間接を問わず多くの化学物質が使用されていますが、それらが環境中に漏出した場合には、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがあります。県では、環境中におけるダイオキシン類や環境ホルモン等の調査を行っていますが、全ての地点で環境基準を達成しています。

一方、化学物質による環境汚染を未然に防止するためには、それらが環境に与える影響を評価し、実態を把握したうえで適切に管理するとともに、環境中への排出量を減らし、環境リスクを総合的に低減させていくことが重要です。アスベストについては、建物解体時等の適正処理を確保するとともに、健康相談の実施や適切な情報提供などにより、県民の健康被害に対応していくことが求められています。

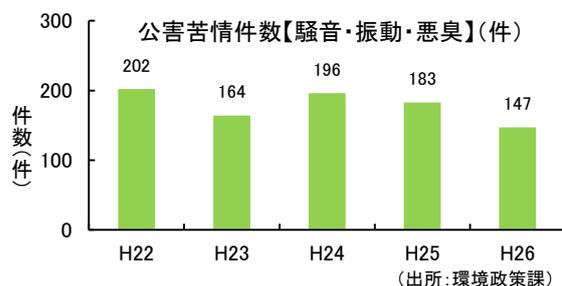
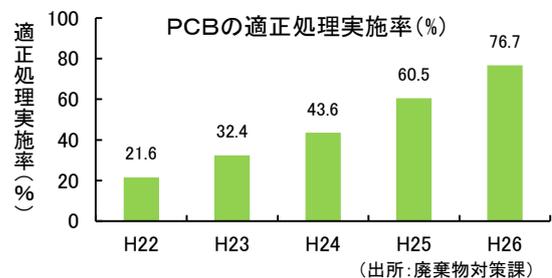
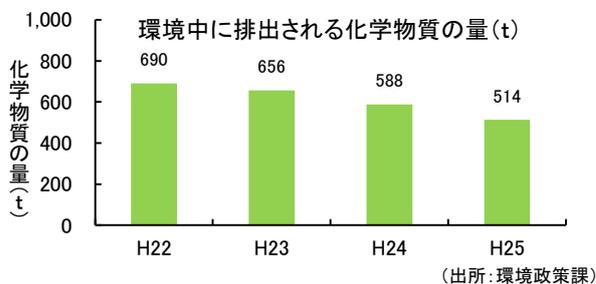
土壌汚染や騒音・振動・悪臭についても、事業場等に対して規制、指導を行っていく必要があります。また、東日本大震災以降、県民の関心が高まっている放射性物質については、引き続き、定期・定点の観測・情報提供を行い、県民の不安解消を図る必要があります。

<目標>

健康で安全な日常生活が営めるよう、きれいな生活環境を確保します。

<関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
生活環境の保全対策の状況を評価する指標として活用	ダイオキシン類の環境基準達成率	100% (7/7)	100%
	高濃度PCB廃棄物の適正処理実施率	76.7% 登録台数 2,167 台 処理台数 1,662 台	100%
	公害苦情件数(騒音、振動、悪臭等)	147 件	件数の減



＜小施策・事業＞

②-1 化学物質対策

化学物質等による健康被害や環境汚染を未然に防止するため、ダイオキシン類などのモニタリング調査を実施するとともに、アスベスト・PCB 廃棄物の適正処理等についての監督・指導を徹底します。また、化学物質等に関する情報を発信し県民の不安解消に努めます。

(事業例)

- ダイオキシン類や環境ホルモンのモニタリング調査
- アスベストや PCB 等廃棄物の適正処理の促進
- 土壌汚染対策の推進
- OPRTR 制度による事業者等の化学物質の自主的管理の促進

②-2 騒音・振動・悪臭対策

騒音、振動、悪臭による被害を出さないため、法令等に基づき、市町村に対する助言と緊密な連絡調整を図りながら、工場や事業場、建設作業に対する規制、指導を行います。

(事業例)

- 自動車騒音の常時監視
- 家畜排せつ物の適正管理の指導

②-3 放射線モニタリングの実施

県民の放射性物質に対する不安解消を図るため、大気や土壌などの放射線量の測定・監視を行うとともに、その測定結果を情報提供します。

(事業例)

- 放射線量の常時監視

③環境保全の基盤的スキームの推進

<現状と課題>

今日の環境問題は複雑多様化していることから、従来からの直接的な規制方法だけでなく、環境影響評価による予防的・予見的手法の活用が重要となっています。県では、環境影響評価条例を制定し、一定の要件を満たす大規模な開発事業等の実施に際しての環境影響評価を事業者に義務づけています。また、開発事業者自らが自主的・積極的に環境配慮を行えるよう「環境配慮指針」を定めるとともに、「公共事業に関する環境配慮指針」を作成し、環境負荷の低減に取り組んでいます。

また、公設試験研究機関における環境の監視・測定体制を強化するとともに、各機関が連携しながら調査研究をさらに充実化させていく必要があります。

<目標>

一定の開発行為において環境配慮の徹底を確保します。

<小施策・事業>

③-1 環境影響評価制度の推進

大規模な開発行為等による環境汚染や自然環境の破壊などを未然に防止するため、環境影響評価制度の適切な運用や普及啓発に取り組めます。また、法・条例が適用されない小規模な開発行為の実施にあたっては、環境に配慮した取り組みが行われるよう、県が独自に作成した「環境配慮指針」の普及・啓発を図ります。

(事業例)

- 環境影響評価制度の適正な運用
- 環境配慮指針の普及啓発

③-2 環境に関する調査研究の推進

複雑化した環境問題を解決していくため、公設試験研究機関の各分野における共同研究等により、環境分野に関わる調査研究機能や技術開発体制の強化を図るとともに、相互の連携を推進します。また、国、地方公共団体、大学、民間の研究機関等との連携を図り、情報交換・共同研究を推進します。

(事業例)

- 公設試験研究機関における調査研究
- 国等他の研究機関との連携・情報交換・共同研究推進
- 受託研究・産学官連携公募型研究推進
- 研究成果の県民・事業者への還元

(6) 生物多様性の保全

【施策の方向】

豊かな生物多様性の恵みを将来の世代に引き継いでいくため、「生物多様性なら戦略」に基づき、県民、NPO、事業者、教育・研究機関等と協働して良好な自然環境を保全します。また、絶滅のおそれのある希少な野生動植物の生息・生育環境の保全・再生に取り組むとともに、増えすぎた野生動物の適正な密度管理や外来種による生態系等への被害防止の取り組みを推進します。

【現況・目標値(指標設定による評価)】

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32	小施策
希少な野生動植物の保護管理の状況を評価する指標として活用	県内の野生動植物種に占める希少野生動植物種の割合 ※全国平均：8%(H19)	12%	12%	生物多様性の保全と再生
	特定希少野生動植物の指定数	12種	20種	
生物多様性保全の取り組みを評価する指標として活用	環境にやさしい農業シンボルマーク認証団体数	42団体	60団体	生態系サービスの持続可能な利用
	エコファーマー認証者数	866人	1,000人	
	「なら生物多様性ネットワーク」参画団体数	79団体	90団体	

①生物多様性の保全と再生

<現状と課題>

現在の生物種の絶滅スピードは、かつてないほど急速で、既に失われた種を再び蘇らせることは出来ませんが、絶滅の危機に瀕した生物種を保全することが求められています。

本県は、北方系と南方系の生物分布が重なる地域であり、大和平野などの低地から大峰山系などの亜高山帯まで大きな標高差があるため、変化に富んだ自然が残されており、多種多様な生物が生息・生育しています。奈良県版レッドデータブックによれば、県内で生息が確認された約 9,000 種のうち、希少な野生動植物は 1,115 種と全体の 12%を占めており、全国平均(8%)より割合が高くなっています。

一方、開発による野生動植物の生息・生育地の破壊や、森林や農地の管理不足等による里地・里山の減少や劣化等により、希少な野生動植物の絶滅が危惧されており、その保護が急務となっています。また、外来種による生態系のかく乱や農林水産業等への被害、鹿やイノシシ等の野生鳥獣による被害が深刻化してきており、これらに対する対策も課題となっています。

<目標>

県内の野生動植物種に占める希少野生動植物種の割合を維持します。

<関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
希少な野生動植物の保護管理の状況を評価する指標として活用	県内の野生動植物種に占める希少野生動植物種の割合 ※全国平均：8%(H19)	12%	12%
	特定希少野生動植物の指定数	12種	20種

<小施策・事業>

①-1 重要地域の保全

生物多様性の保全のためには生息地の保護が必要です。特に多様な生きものが生息・生育する一帯や貴重な種が生息・生育する場を重要な地域に指定して保護をしています。しかし、生物多様性の視点から見ると、指定実態や規制内容、管理水準の現状は未だ十分とはいえないため、より効果的に機能するよう必要な取り組みを進めます。

(事業例)

- 自然公園法・県希少野生動植物保護条例等による規制・指導、普及啓発
- 自然環境保全条例等に基づく規制・指導
- 生物多様性に配慮した鳥獣保護区の指定
- 自然公園の適正利用、野生動植物の保護、美化清掃などの強化
- 天然記念物の保護
- 世界遺産及びユネスコエコパーク内の原生的な自然林保護

①-2 野生動植物の保護と管理

生物多様性を保全していくため、野生動植物に関する情報の提供や普及啓発を行うとともに、希少野生動植物の保護や外来種対策を推進します。また、近年、鹿やイノシシなどが増加し、農作物や生態系に影響を与えていることから、それらの個体数管理を実施するとともに、ペットの放逐や遺棄による感染症の伝播等を防ぐため、動物愛護精神と適正飼養の普及啓発や里親探しなどの取り組みを進めます。

(事業例)

- 新たな特定希少野生動植物の指定
- 天然記念物の保護
- 外来種防除の普及啓発
- 「鳥獣保護区」の指定
- 「鳥獣保護管理事業計画」に基づく保護管理
- 保護管理事業計画の策定・推進
- ニホンジカ生息密度の適正化、植生の被害防止
- 地域と連携した外来種防除の推進
- 奈良県レッドリスト及びレッドデータブックの改訂
- 「奈良県野生生物目録」作成

①-3 地域特性に応じた生物多様性の保全

大台ヶ原や大峰山などには原生林が見られ、古くからの自然の姿が残るとても貴重な森林です。また、私たち人間と自然との共存・共生の中で形成された里地里山は、人々にうるおいと癒しを与えてくれる場です。一方、都市部における河川やため池、都市公園なども生物の生息・生育場所として重要です。このようなことから、地域特性に応じた生物多様性の保全に努めます。

(事業例)

- 春日山原始林、大台ヶ原、大峰山系などの森林生態系の保全・再生
- 施業放置林・環境保全林の整備促進
- ナラ枯れ対策
- 耕作放棄地の再生・活用
- 獣害に強い里山づくり
- 環境に配慮した川づくり
- 保安林の計画的整備
- NPO やボランティア団体等による荒廃した里山林整備の推進
- ため池の多面的活用
- 生産緑地地区の保全
- 都市公園での生きものの生息・生育環境となる水辺の保全・活用
- 近畿圏における水と緑のネットワーク形成

①-4 水循環の再生

生物は水循環の過程の中でさまざまな恩恵を受けて生息・生育していることから、水循環を再生することは生物多様性を保全していくうえで重要です。このことから、河川、農業用水路、ため池などにおいて、地域住民等と連携・協働を図りながら、水量・水質の改善や水辺づくりに取り組みます。

(事業例)

- 農地の保水機能の保全
- ため池の多面的機能の活用
- 雨水貯留浸透施設の整備
- 透水性舗装の推進
- 環境用水の導入検討・促進
- 環境イベント等の実施
- なら水循環ビジョンの推進

①-5 地球温暖化への対応

地球温暖化は、私たち人間の生活だけでなく、多くの生きものの生息・生育に影響をおよぼすものであり、温暖化防止は生物多様性の保全に密接に関係しています。本県は全国に比べ家庭部門における二酸化炭素排出の割合が高く、個人の消費志向や行動意識に大きく依存していることから、県民の行動意識を変えることが重要です。このため、様々な普及啓発活動を通じた温暖化防止対策を進めるとともに、太陽光、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用促進や森林整備による二酸化炭素吸収源対策に取り組みます。

(事業例)

- 「奈良の節電スタイル」の推進
- 木質バイオマスエネルギー等、再生可能エネルギーの導入促進
- 奈良県地球温暖化防止活動推進センターや奈良県環境県民フォーラムによる啓発活動
- 各分野における CO₂ 排出抑制の取り組み促進

②生態系サービスの持続可能な利用

<現状と課題>

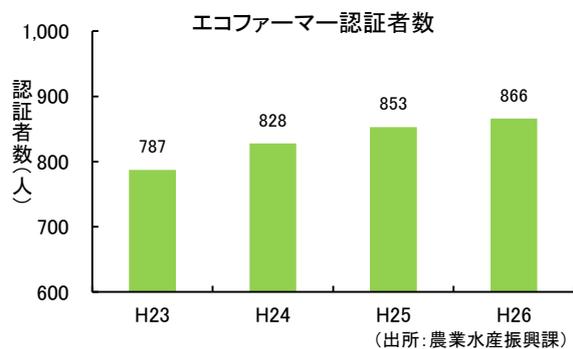
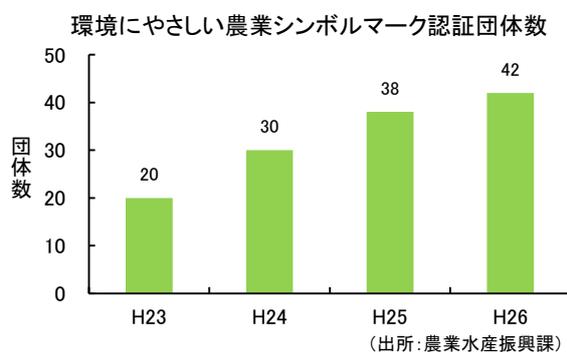
生物多様性の恵みは、持続可能な方法で保全・利用することにより、将来にわたって享受することができる私たちの貴重な財産といえます。このことから、農林水産業や製造業などすべての産業活動において、生物多様性に配慮し、負荷を最小化していく必要があります。また、生態系を山から川、海への大きなつながりとして捉え、生態系自らが再生できる範囲内で利用するという意識醸成を図ることも重要です。

<目標>

生物多様性の恵みを持続的に享受できる社会を目指します。

<関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
生物多様性保全の取り組みを評価する指標として活用	環境にやさしい農業シンボルマーク認証団体数	42 団体	60 団体
	エコファーマー認証者数	866 人	1,000 人
	「なら生物多様性ネットワーク」参加団体数	79 団体	90 団体



＜小施策・事業＞

②-1 農林水産業における取り組み

農林水産業は、自然の循環機能を利用して、私たち人間の生存に欠かせない食料や生活資材を供給しています。また、農山村地域の豊かな自然環境は、農林水産業などの人の営みにより維持されてきています。このようなことから、農林水産業は、生物資源の持続可能な利用という側面からの取り組みが必要であり、環境保全型の農業を促進するとともに、森林の機能や土地条件に応じた健全な森林づくりや木材産業の振興を図ります。

(事業例)

- 環境保全型農業の推進
- 県産材の利用促進
- 耕作放棄地の再生・活用
- 農地及び農業用施設の保安全管理
- 環境に優しい農業に取り組むエコファーマー認定の推進
- 地球温暖化防止・生物多様性保全効果の高い営農活動の推進
- カワウの個体数調整及び防除対策
- コイヘルペスウイルス病の蔓延防止対策
- 溪流魚の産卵場造成

②-2 公共事業・地域開発・企業活動における生物多様性への配慮

生物資源の持続可能な利用を続けていくためには、公共事業や地域開発、企業活動においても、自然環境への十分な配慮が必要であることから、環境影響評価などの環境配慮制度を活用しながら、生物多様性の劣化を最小限に抑えるための取り組みを促進します。

(事業例)

- 環境影響評価制度の推進
- 公共事業における環境配慮
- 木質バイオマスエネルギー等、再生可能エネルギーの導入促進
- 公共施設等におけるエネルギー確保体制の整備促進
- 環境配慮指針の普及啓発
- 企業の自然環境保全活動の促進
- 生物多様性アドバイザーによる情報提供

③生物多様性を活用した地域の活性化

<現状と課題>

希少な野生動植物の保護をはじめ、生物多様性の保全は制約ばかりが連想されがちですが、生物多様性を地域資源として有効に活用することで、保護に結びつくだけでなく、経済的な価値、さらには地域住民の誇りや愛着を呼び起こし、人を引きつけ、地域の活性化につながることを期待できます。このことから、豊かな自然を活用した地域の活性化の取り組みを進めていくことが必要です。

<目標>

生物多様性を地域資源として活用し、魅力ある地域づくりを進めます。

<関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
生物多様性保全の取り組みを評価する指標として活用	「なら生物多様性保全ネットワーク」参画団体数	79	90

<小施策・事業>

③-1 希少野生動植物等の調査・保全活動を通じた地域の活性化

生態系を地域固有の財産として保全・活用するため、自然保護団体等と連携しながら、身近な自然に親しむための自然観察会や展示会などを実施するとともに、学術研究機関等との連携により希少野生動植物の人工増殖を図るなど、地域の活性化につながる取り組みを推進します。

(事業例)

- 自然観察会や山野草の展示会の開催
- 生息・生育地保全のボランティア活動の促進
- 希少野生動植物の人工増殖の推進

③-2 生物多様性を活用した見所づくり

地域の自然がもたらす川の幸や山の幸にスポットをあて、自然味にあふれる特産品づくりによる地域の活性化を推進します。また、大和野菜など県産食材の活用や食文化の継承・復活、奈良のおいしい「食」と県内のすばらしい「眺望」をリンクさせることなどにより、新たな奈良の魅力創出に取り組めます。

(事業例)

- 地域の食材や景観資源等を活かした新たな魅力づくり

③-3 エコ・グリーンツーリズムの推進

近年、スローライフやスローフードへの関心が高まるなかで、県内でもエコ・グリーンツーリズムによる地域活性化の取り組みが進められています。この状況を踏まえて、エコ・グリーンツーリズムのプログラム支援となるよう、農林業の体験、地元農家とのふれあいなど、都市と農村の交流を積極的に促進します。

(事業例)

- 農家民宿等の促進
- 体験交流型イベントの実施
- 生物多様性に着目したグリーン・ツーリズムやエコツーリズムの普及啓発

④生物多様性を支える基盤づくり

<現状と課題>

生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取り組みを推進していくためには、県民、民間団体、企業、行政機関など多くの主体が生物多様性について常日頃から関心を持ち、それぞれが自発的に取り組んでいくことが必要です。また、生物多様性の恵みに直接ふれる体験を通して、生物多様性との関わりを認識し、命の大切さや生物多様性の重要性について、さらに理解を深めるための意識醸成を図ることも必要です。このようなことから、生物多様性を支える基盤となる自然環境教育の拠点機能の形成が必要です。

<目標>

生物多様性を支える基盤となる自然環境教育の拠点機能の形成を目指します。

<関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
生物多様性保全の取り組みを評価する指標として活用	「なら生物多様性保全ネットワーク」参画団体数	79	90

＜小施策・事業＞

④-1 県民意識の醸成

県民一人ひとりが、生物多様性のもたらす自然の恵みの重要性を理解し、行動に移していけるよう、ライフスタイルの転換を促進するとともに、生物多様性を身近な問題とするための普及啓発に取り組めます。

(事業例)

- イベント等での情報発信
- 各種メディアによる普及啓発

④-2 生物多様性の恵みにふれる機会の拡大

多くの人々が自然にふれあう機会を持ち、自然のすばらしさを認識するとともに、保護活動に参加する気運を高めていくため、「県立野外活動センター」などを活用した自然体験プログラムの作成・実施に取り組めます。

(事業例)

- 森林や川辺を利用した環境学習・体験の実施

④-3 多様な主体による連携・協働の促進

県民や民間団体の自発的かつ積極的な保全活動や企業の社会貢献活動を促進するため、県、市町村など関係行政機関や民間団体等により設置された「なら生物多様性保全ネットワーク」による活動を促進します。

(事業例)

- 「なら生物多様性保全ネットワーク」の活動促進
- 生物多様性に関する研修会の実施

④-4 生物多様性を支える拠点的功能の形成

県内の生物多様性に関する情報を一括管理し、それらの情報を発信するとともに、調査研究、技術開発、教育普及等を実施するためのセンター機能を持つ拠点づくりを検討・推進します。

(事業例)

- 調査研究、技術開発、教育普及等のセンター機能創設に向けた検討

(7) 人づくり・地域づくりの推進

【施策の方向】

景観・環境づくりを進めていくためには、一人ひとりが地域や組織において自主的・主体的に取り組む、地域コミュニティ活動としても定着・発展させていくことが求められます。そのため、奈良モデルによる取り組みはもとより、関係機関・団体、地域住民等と連携・協働しながら、イベント・講習会、ホームページなど様々な機会を通して、景観・環境づくりを促進するための啓発等の取り組みを推進します。また、景観・環境づくりに向けて、多様な主体が互いに連携・協力するパートナーシップの形成を促進することにより、参加と協働による取り組みを推進します。

【現況・目標値(指標設定による評価)】

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32	小施策
人材育成の取り組みを評価する指標として活用	森林環境教育指導者養成研修受講者数	2,895 人	4,500 人	環境を学ぶ機会づくり
	森林環境教育を実施している公立小学校の割合	100%	100%	
	馬見丘陵公園花サポーター(花緑ボランティア)登録者数	35 人/年	100 人/年	
	ストップ温暖化推進員の委嘱者数	177 人	250 人	
歴史文化交流拠点としての奈良県の魅力度を評価する指標として活用	観光入込客数	3,811 万人	4,200 万人 (H31)	環境への取組を通じた「地域づくり」の推進
県民・事業者・行政の積極的な取組と連携・協働を評価する指標として活用	景観づくり活動を実施している景観サポーター数	36 人	50 人	
	環境の保全を図る活動に取り組むNPO法人数	177 団体	200 団体	
	環境をテーマにしたビジネスモデル認定件数	70 件	82 件	
	温暖化防止実行計画を策定した市町村の割合	51%	100%	

①環境を学ぶ機会づくり

<現状と課題>

環境問題の多くが日常生活や事業活動に起因していることから、その解決に向けては、環境への負荷が少ないライフスタイルや社会経済システムへの転換を図り、将来世代に負担をかけない持続可能な社会を構築していく必要があります。また、持続可能な社会を実現するためには、環境問題について自ら考え行動に移すことのできる人材を育成することが重要です。

このようなことから、家庭や学校、職場等のあらゆる場面において環境教育・学習を進め、人材育成やプログラム開発に取り組むとともに、年齢層や関心の度合いに応じた場や機会の提供を推進していく必要があります。

<目標>

県民一人ひとりが環境保全に対する理解を深め、実践活動を行っている社会を目指します。

<関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
人材育成の取り組みを評価する 指標として活用	森林環境教育指導者養成研修受講者数	2,895 人	4,500 人
	森林環境教育を実施している公立小学校の割合	100%	100%
	馬見丘陵公園花サポーター(花緑ボランティア)登録者数	35 人/年	100 人/年
	ストップ温暖化推進員の委嘱者数	177 人	250 人

<小施策・事業>

①-1 環境教育・環境学習の推進

県民一人ひとりが日常生活や経済活動の場で環境保全に対して意識し行動できるよう、家庭や学校、職場等の様々な場面で活用できるプログラム等を開発するとともに、自主的な環境保全活動を推進するリーダーの育成、各種イベント等を通じた普及啓発などに取り組みます。

(事業例)

- 環境教育・環境学習のプログラム開発
- 森林環境教育指導者など人材の育成と活用
- 花と緑に親しむ講習会など機会の提供
- 小・中・高生に対する森林環境教育の推進
- ストップ温暖化推進員の養成
- 環境アドバイザーの派遣

①-2 啓発イベントの実施

環境保全の取り組みを推進するため、身近な生活環境から地球環境に至るまで、環境問題に対する県民意識の醸成を図り、一人ひとりにできることは何かを考える場として環境啓発イベントを実施します。

(事業例)

- 森林や川辺を利用した環境学習・体験の実施
- 市町村等と連携した啓発イベントや環境教育の実施
- 奈良県地球温暖化防止活動推進センターや奈良県環境県民フォーラムによる啓発活動
- 「不法投棄ゼロ作戦」等による啓発活動の促進
- 水源地体験ツアーの開催

②環境への取り組みを通じた「地域づくり」の推進

<現状と課題>

自然や環境への関心が高まるなかで、これまで以上に行政と地域が連携・協働する取り組みが求められます。一方、人口減少や高齢化、核家族化などと相まって地域コミュニティの衰退が懸念されるなか、地域コミュニティに活力がある場合には、環境保全にも積極的に取り組まれることが多くなることから、地域コミュニティの活性化と環境保全の取り組みの好循環を創り出すことが必要となります。

このようなことから、景観や環境づくりの取り組みを通して地域の新たな魅力創出を図るため、多様な主体による自主的な実践活動を誘発しながら、地域内外のネットワークづくりを促進する必要があります。

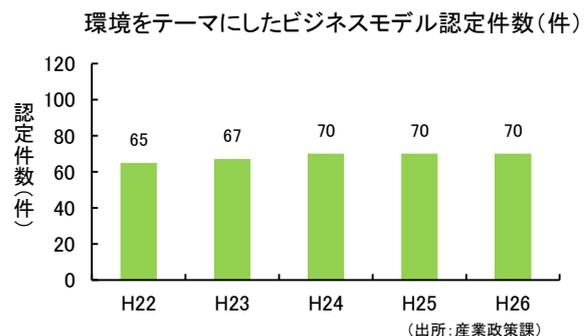
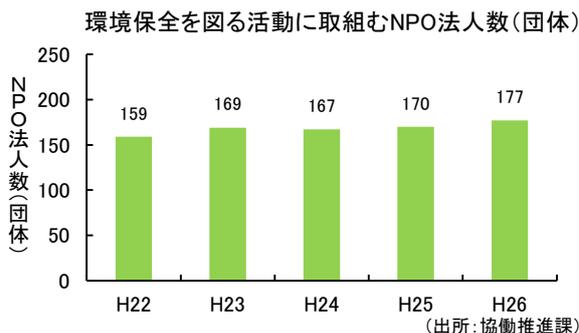
また、地域での取り組みを持続させる仕組みづくりも重要であり、地域に根ざした環境ビジネスの促進にも取り組む必要があります。

<目標>

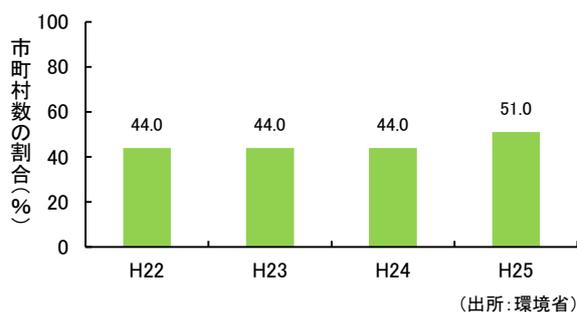
景観や環境づくりの取り組みから地域の新たな魅力を創出します。

<関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
歴史文化交流拠点としての奈良県の魅力度を評価する指標として活用	観光入込客数	3,811 万人	4,200 万人 (H31)
県民・事業者・行政の積極的な取組と連携・協働を評価する指標として活用	景観づくり活動を実施している景観サポーター数	36 人	50 人
	環境の保全を図る活動に取り組むNPO法人数	177 団体	200 団体
	環境をテーマにしたビジネスモデル認定件数	70 件	82 件
	温暖化防止実行計画を策定した市町村の割合	51%	100%



温暖化防止実行計画を策定している県内市町村数の割合(%)



<小施策・事業>

②-1 「きれいに暮らす奈良県スタイル」実践団体ネットワークの形成

「きれいに暮らす奈良県スタイル」の構築に向けて、全県的に多様な主体による実践活動を誘発・促進するための推進体制を構築・推進します。本計画の推進を図り、「大和川のきれい化」、「奈良らしい景観づくり」、「奈良モデルによるごみ減量化」に重点的に取り組むことにより、誰もが安心して快適に暮らすことのできる「住んでよし」「訪れてよし」の奈良県づくりを目指します。

(事業例)

- 推進組織の設立・運営
- 参加団体間の連携・交流
- 行動計画・数値目標の共有・推進
- 優良実践者の表彰

②-2 景観・環境の魅力化による新たな観光の創出

地域特性を活かしながら、景観・環境づくりの成果を魅力要素とすることにより、新たな観光・交流を生み出し、県内外から注目される持続可能な地域づくりを目指します。

(事業例)

- 「歩く・なら」観光の推進
- 棚田の保全・利活用
- 景観と食材を活かした地域づくり
- 農家民宿等の促進
- 体験交流型イベントの実施
- 広域自転車道整備等による自転車利用促進
- 「巡る奈良」滞在周遊型観光の推進

②-3 優れた歴史文化遺産を活用した景観・環境づくりの推進

世界遺産や国宝などの歴史文化遺産に着目して、これらを拠点とする景観・環境づくりに取り組むことにより、本県の国際的な歴史文化交流拠点としての魅力をさらに高めます。

(事業例)

- 奈良公園・周辺の魅力向上・環境改善
- 平城宮跡歴史公園の整備
- 世界遺産等の保全・活用

- 文化的景観・伝統的建造物群・名勝(庭園、橋梁)の保護の推進
- 景観資産の登録・PR
- 歴史的風土特別保存地区内の土地買入・管理
- 歴史文化遺産とその周辺地域における無電柱化の推進
- 歴史的町並みに配慮した街路整備
- 歴史的町並み・町家等の保全・活用
- 「巡る奈良」滞在周遊型観光の推進

②-4 自然とのふれあいを通じた地域の活性化

身近な自然とふれあえる機会や場を創出し、それらを支える人材の育成などに取り組むことにより、地域や世代を超えて多くの人々が交流できる元気な地域づくりを目指します。

(事業例)

- 地域で育む里山づくり
- 林内歩道等整備
- 森林環境教育指導者など人材の育成と活用
- 農家民宿等の促進
- 体験交流型イベントの実施
- 「自然公園指導員」の養成による自然公園の保護と適正な利用の促進

②-5 関係団体等の自主的・主体的な活動の促進

民間団体や事業者が自主的かつ主体的に環境保全に取り組めるよう、情報提供や広報等により住民参加による地域活動を促進するとともに、農産物等の地産地消や県産材の利用促進などを図り、地域に根ざした環境ビジネスへの支援に取り組みます。

(事業例)

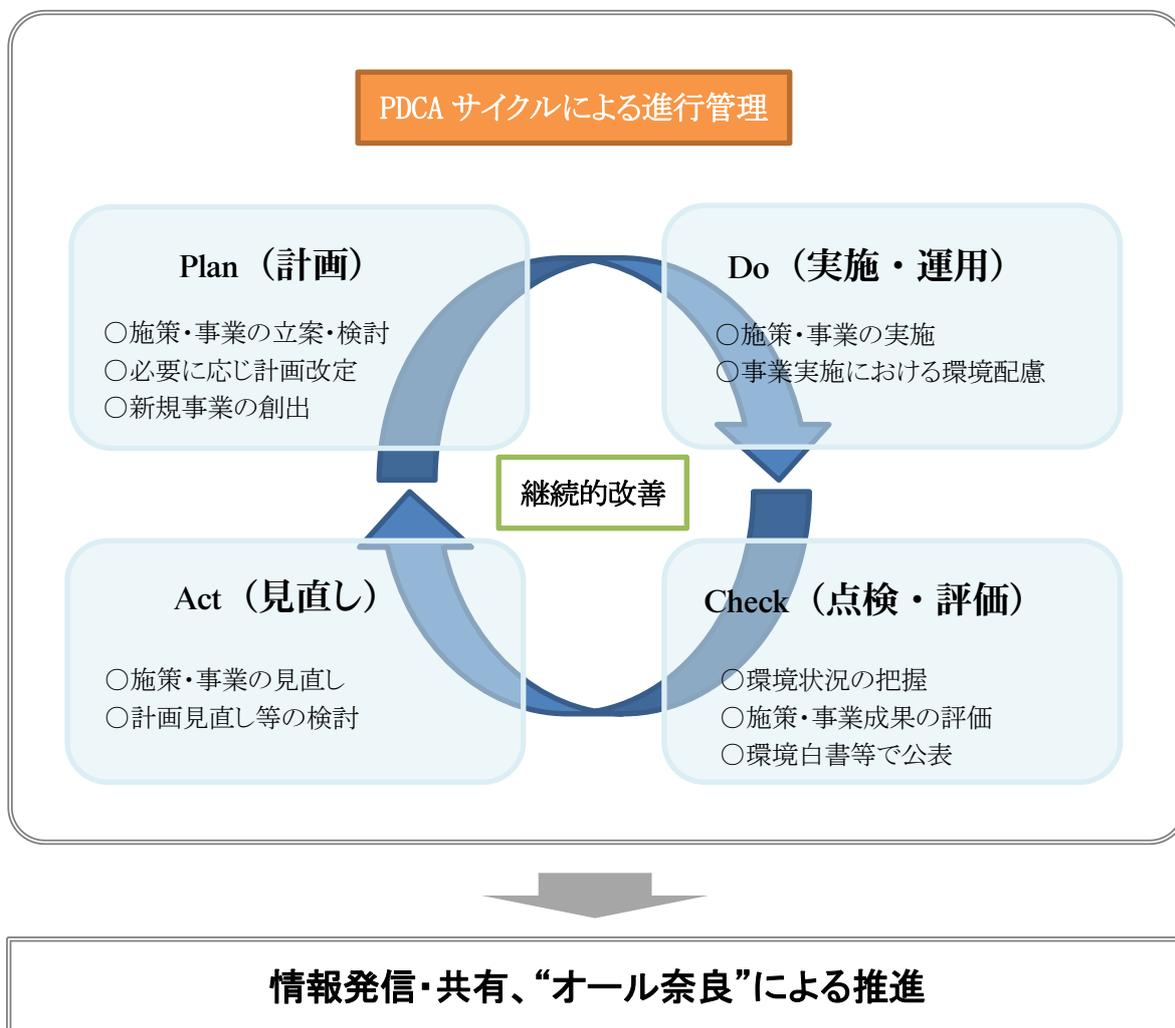
- 奈良県地球温暖化防止活動推進センターや奈良県環境県民フォーラムによる啓発活動
- 環境をテーマにしたビジネスに対する支援
- 県・市町村の率先行動の推進
- 県民参加型クリーンアップ運動
- 地域住民等による道路・河川等の植栽や管理
- サポーター・ボランティアとの協働
- 「なら生物多様性保全ネットワーク」の活動促進
- 県ホームページを活用した各主体間の交流の促進
- 環境に優しい農業に取り組むエコファーマー認定の推進
- 地球温暖化防止・生物多様性保全効果の高い営農活動の推進
- 農業等の地産地消の推進

第6編 計画の進行管理

第6編 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、社会情勢の変化や施策・事業の成果を定期的に把握・評価し、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。そのため、計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方(PDCA サイクル)に基づき、計画の策定(Plan)、事業の実施・運用(Do)、実施状況等の点検及び評価(Check)、事業内容の見直し(Act)の一連のサイクルにより実施します。

計画の進捗状況等は、市町村、関係機関・団体等との情報共有を図り、奈良県環境審議会をはじめ各分野における協議会など様々な機会を活用して検討・評価するとともに、広く県民への情報提供に努めます。



【環境用語の解説】

ア

アスベスト 石綿ともいわれる天然の繊維状鉱物。建築物の断熱材や吸音材、自動車のブレーキライニングに使われてきたが、現在では、原則として製造等が禁止されている。また、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物処理法などで予防や飛散防止等が図られている。

アダプト活動 市民と行政が協働で進める、新しい「まち美化プログラム」。アダプト(ADOPT)とは、養子にすること。道路や河川など一定区画が、住民や企業によって、愛情と責任を持って清掃美化されることから、「アダプト(自分の子どもとして迎え入れる、養子にする)」に例えられ、「アダプト・プログラム」と呼ばれている。アダプト・プログラムの原型は、米国のアダプト・ア・ハイウェイ・プログラム。この市民が「みち」を養子にする仕組みは、1985年頃、米国テキサス州交通局(Department of Transportation)により始められた。当時、州ハイウェイの散乱ゴミの清掃を行っていた州の交通局が、毎年15%から20%の割合で増え続ける清掃費用に困り、市民に協力を呼びかけた。市民グループや企業の人たちが道路を養子にするという新しい発想のプログラムに賛同し、活動が始まったものである。

イ

硫黄酸化物(SO_x) 石油や石炭などの硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する二酸化硫黄(SO₂)、三酸化硫黄(SO₃)、硫酸ミストなどの硫黄酸化物の総称。大気汚染の主役と考えられているものの大部分を占めている二酸化硫黄は、呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくなどの原因となったことで知られる。

一酸化炭素(CO) 主に可燃物中の炭素が不完全燃焼により酸素と化合したものの。主な発生源は自動車であり、炭素を含む燃料が不完全燃焼することによって発

生する。血液中のヘモグロビンと結合して、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させる。

一般廃棄物 一般廃棄物とは、廃棄物のうち産業廃棄物を除く廃棄物であり、一般家庭から排出されるごみ・粗大ごみ・し尿等、さらにオフィス等から排出されるごみ(一般廃棄物)まで含まれる。一般廃棄物に関する事務は原則として市町村の事務とされている。

エ

エコオフィス宣言 全国に先駆け、地域全体が一致協力して、地球温暖化対策に取り組むことが関西の責務であるとの認識のもと、身近なところからの省エネルギー等の取り組みを実施する事業所(オフィス)を募集し、地球温暖化防止活動の裾野を広げていくという「関西エコオフィス運動」を、関西広域機構が2003年度から取り組んできた。奈良県でも、2011年度から、オフィス活動からの温室効果ガス排出削減に積極的に取り組むため、「まほろばエコオフィス宣言」運動として展開・推進しています。

エコツーリズム 地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みのこと。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域のこのような一連の取り組みによって地域社会そのものが活性化されていくと考えられる。

エコドライブ 環境負荷の軽減に配慮した自動車の運転方法。運転時、アイドリングをしない、急ハンドルを切らない、空吹かしをしない、無理な追い越しをしない、スムーズに加速・減速するなど、注意深い運転方法を行うと、燃料消費を節約でき、二酸化炭素等の排出を低減できる。

エコファーマー 環境にやさしい農業に取り組んでいる農業者の愛称。

オ

大阪湾フェニックス(大阪湾広域臨海環境整備センター)
広域臨海環境整備センター法に基づく特殊法人で、一般廃棄物と産業廃棄物海面埋立てにより最終処分することを目的としている。大阪湾圏域の2府4県(滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県)の174市町村(H27.3現在)が参加している。

オキシダント(Ox) 大気中の窒素酸化物、炭化水素等が紫外線により光化学反応をおこして生成されるオゾン、アルデヒド、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)、過酸化物等の酸化性物質の総称である。光化学スモッグの原因物質であり、濃度が高くなると目やのどに刺激を感じたり、頭痛がする。

汚水処理人口普及率 下水道、農業集落排水施設等及びコミュニティプラントを利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を、総人口で除して算定した、汚水処理施設の普及状況の指標。

汚泥 工場排水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のものであって、有機質の多分に混入した泥のみではなく、無機性のももの含む。

温室効果ガス 大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して宇宙空間に逃げる熱を地表面に戻すために、気温が上昇する現象を温室効果という。赤外線を吸収する気体を温室効果ガスといい、京都議定書では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)の6種類、2013年からの第二約束期間では三フッ化窒素(NF₃)を追加した7種類が削減すべき対象とされている。

カ

家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法) 使用済み廃家電製品の製造業者等及び小売業者に新たに義務を課すことを基本とする新しい再商品化の仕組みを定めた法律。

環境影響評価 開発行為が空気・水・土・生物等の環境に及ぼす影響の程度と範囲、その防止策について、事前に予測と評価を行い、地域住民の意見を反映し、環境に与える影響を少なくするようにするものである。

環境アドバイザー 県要綱に基づき、知事が委嘱した環境保全の専門家。環境教育・環境学習など、要望に応じ、学校・団体等に派遣される。

環境カウンセラー 環境問題に関する専門的知識や豊富な経験を有し、市民や事業者等の環境保全活動に対する助言(カウンセリング)を行う人材として、環境省が実施する審査を経て認定している。企業などで環境管理・環境保全のための具体的な取り組み及び計画作りの実績がある方や地域の環境保全活動の実施及び企画運営の実績がある方が登録されている。

環境基準 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。公害対策を進めていく上で、行政上の目標として定められているものであり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、ダイオキシン類について定められている。国民の健康を適切に保護できる、十分に安全性を見込んだ水準で定められていることから、この基準を超えたからといって、すぐに健康に悪い影響が表れるというものではない。水質に係る環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準」「生活環境の保全に関する環境基準」、騒音に係る環境基準には、「騒音に係る環境基準」「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」「航空機騒音に係る環境基準」がある。

環境教育・環境学習 自然と人間活動の関わりについて理解と認識を深め、責任のある行動がとれるよう国民の学習を推進すること。

間伐 造林した樹木が生長するにつれて枝が互いに触れあうようになると、隣りあった樹木の間にはせり合いが起きるようになる。せり合いが激しくなる前に、目標に合った健全な林を育てるため、一部の樹木を切る行為のこと。

環境ホルモン(内分泌攪乱物質) 生体の内分泌系を攪乱させるホルモン作用を持つ化学物質。1996年に米国のシーア・コルボーンらが『奪われし未来』を出版し環境ホルモン問題を提起、世界的に注目された。環境中に存在する化学物質が、生体のホルモン作用を攪乱するために、生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こす可能性がある指摘されている。

環境マネジメントシステム(EMS) 組織が自ら環境方針を設定し、計画を立案し(Plan)、それを実施・運用し(Do)、点検・是正を行い(Check)、見直す(Action)という一連の行為により、環境負荷の低減を継続的に実施できる仕組みをいう。

環境用水 水質、親水空間、修景等生活環境又は自然環境の維持、改善等を図ることを目的とした用水のこと。

感染性廃棄物 医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらの恐れのある廃棄物をいう。

キ

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

地球温暖化問題に対する公式の政府間の検討の場として、国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)の共催により1988年11月に設置された。地球温暖化に

対する化学的知見の充実、環境や社会経済に与える影響評価、対策の方向などの検討を行っている。約1000人にのぼる世界中の科学者、専門家の参加による検討作業の結果、1995年12月に第二次評価報告書をまとめ、地球温暖化対策に必要な基礎的認識の形成に大きな役割を果たしている。

京都議定書 気候変動枠組条約に基づき地球温暖化対策を進めるため、この条約を結んでいる国々が集まり、具体的な対策を協議している。1997年(平成9年)12月1日から11日まで京都で第3回締約国会議(地球温暖化防止京都会議)が開催され、2008年から2012年までに、日本、アメリカ、EU(ヨーロッパ連合)など先進国(39カ国)全体で二酸化炭素、メタンなど6種類の温室効果ガスの総排出量(二酸化炭素換算)を1990年に比べ5%削減する京都議定書が採択された。

ク

グリーン購入 製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

グリーン・ツーリズム 農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。欧州では、農村に滞在しバカンスを過ごすという余暇の過ごし方が普及している。英国ではルーラル・ツーリズム、グリーン・ツーリズム、フランスではツーリズム・ベール(緑の旅)と呼ばれています。

ケ

景観サポーター 地元での景観づくりに係る活動を行い、将来的には景観づくりの推進員となる人であって、奈良県のサポーターリストに登録された人をいう。「景観づくりに係る活動」には、特に定義はなく、地元での

花づくりなど、景観の向上に役立つ活動であれば良い。

コ

コイヘルペスウイルス病 コイヘルペスウイルス病は、マゴイとニシキゴイに発生する病気。発病すると行動が緩慢になったり餌を食べなくなるが、目立った外部症状は少なく、鰓の退色やびらん(ただれ)などが見られる。幼魚から成魚までに発生し、死亡率が高い病気。現在、コイヘルペスウイルス病に対する有効な治療法はない。コイヘルペスウイルスは、感染したコイから水を介する接触により別のコイに感染するが、コイ以外の魚やヒトには感染しない。

公益的機能 森林には、木材等の林産物を供給するという役割だけでなく、渇水や洪水を緩和し、良質な水を育む水源のかん養機能、山地災害の防止機能、二酸化炭素の吸収・貯蔵や騒音防止、飛砂防止などの生活環境保全機能、レクリエーションや教育の場の提供、芸術・創造の場の提供などの保健文化機能等多面的な機能を持っている。一般に、多面的機能のうち、木材等の生産機能を除くものについて、公益的機能と呼ばれている。

光化学スモッグ 大気中の窒素酸化物や炭化水素は、太陽からの強い紫外線を受けて光化学反応を起こし、オゾン、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)、アルデヒド類などの酸化性物質となるが、これらを総称してオキシダントと呼ぶ。これらの物質からできたスモッグが光化学スモッグであり、日差しが強く、気温が高く、風が弱い日中に発生しやすくなる。粘膜への刺激、呼吸器への影響など人に対する影響のほか、農作物などの植物に影響を与える。

サ

再生可能エネルギー 法律(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律)で「エネルギー源として永続的に利用することができる

と認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーである。

里地里山 原始的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域である。農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきた。里地里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域である。

産業廃棄物 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類その他政令で定められた20種類をいう。産業廃棄物に関する事務は原則として都道府県及び政令で定める市の事務とされている。

酸性雨 化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の降下物のことであり、通常pHが5.6以下のもの。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与えるなど、国境を越えた国際的な問題となっている。

シ

自然公園 自然公園とは、自然公園法に基づいて指定された国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいい、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健休養の場として役立てることを目的としている。

わが国の自然公園は、公園当局が土地を所有し、これを一体的に整備管理する、いわゆる営造物公園とは異なり、土地の所有に関係なく一定の素質条件を有する地域を公園として指定し、風致景観の保護のため公

用制限を行う、いわゆる地域制の公園である。

自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律) 自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、平成14年に制定。

循環型社会 平成12年6月に、循環型社会の形成に向けた基本的な枠組みとなる法律として、「循環型社会形成推進基本法」が制定された。循環型社会とは、まず廃棄物等の発生が抑制され、次に循環資源の循環的な利用(再使用・再生利用・熱回収)が促進され、及びやむを得ず廃棄物として処分するものの適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会から脱却し、「最適生産・最適消費・最少廃棄」社会への変換が求められている。

浄化槽 生活排水のうち、し尿(水洗トイレ汚水)と、台所や風呂、洗濯などの生活雑排水を、微生物の働きにより浄化処理する装置。し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」(生活雑排水は未処理で放流)と、生活雑排水もあわせて処理する「合併処理浄化槽」の2種類があるが、平成13年度の浄化槽法の改正等によって、単独処理浄化槽の新設は実質的に禁止されているため、現在では浄化槽といえば合併処理浄化槽を意味するようになっている。水質汚濁の原因として生活排水の寄与が大きくなり、下水道の整備等と並んで、浄化槽の普及が求められている。

小水力発電 「小水力発電」について厳密な定義はないが、出力10,000kW～30,000kW以下を「中小水力発電」と呼ぶことが多く、また「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)」の対象のように出力1,000kW以下の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶこともある。

ス

水源かん養機能 森林の持つ公益的機能の一つで、地表の落葉や地中の根っこ等の活動により、雨水の貯留能力を増大させ、雨水等の河川への流出を平準化し、またその流出の過程で水質を浄化する機能。

ストップ温暖化推進員 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第23条に基づき、知事が委嘱。推進員は、市町村及びNPO等と協働しながら、地球温暖化防止の取り組みについて、県民への啓発活動等を行っている。

セ

生物多様性 生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれた。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

瀬切れ 降雨が少なく河川の流量が少なくなり、その状態が続くとやがて河床が露出して、流水が途切れてしまう状態。瀬切れは、魚等水生生物の生息など生態系や漁業、景観、レジャー等に悪影響を及ぼす。

タ

ダイオキシン類 ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称であり、農薬の製造や物の燃焼等の過程において非意図的に生成し、その毒性は、急性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。

PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBには14種類の異性体が存在し、その有害性はこれら異性体の中で最強の毒性を有する2,3,7,8-TCDDの毒性

に換算し、毒性等量 (TEQ) として表示される。

立ち枯れ 元氣よく育成していた草木が立ったまま枯れること。原因ははっきりしないが、傷ついた蔓などに病原菌がついたり、湿度や高温が影響し、何らかの生理障害をおこすと考えられている。

チ

地域環境保全推進員 県内における廃棄物の不法投棄等の早期発見早期対応を図り、また廃棄物の適正処理に対する県民意識の高揚により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、平成5年度から地域環境保全推進員制度を開始。推進員は、市町村長の推薦に基づき、知事が委嘱。

地球温暖化 二酸化炭素、メタン、一酸化炭素などの温室効果気体の増加によって地球の気温が高まること。気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が1990年にまとめた報告は、21世紀中に全球平均表面気温は、1.4℃～5.8℃上昇し、海水の膨張などにより21世紀末には9cm～88cm上昇するとともに、降水強度の増加、夏季の揚水、熱帯サイクロンの強大化などの異常気象が起きることにより、生態系や人間社会に対する影響を指摘している。

地球温暖化防止実行計画 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定するものとされている。地方公共団体実行計画は、大きく分けて2つの部分 (「事務事業編」と「区域施策編」) から構成される。

窒素酸化物 (NO_x) 空気中や燃料中の窒素分の燃焼などによって生成され、酸性雨や光化学スモッグの原因となる。このうち、二酸化窒素 (NO₂) は高濃度で呼吸器に悪影響を与えるため、環境基準が設定されている。主な発生源は、自動車、工場の各種燃焼施設、ビルや家庭の暖房器具など広範囲にわたる。発生時には、一

酸化窒素 (NO) が大部分を占めるが、大気中で一部が酸化され、二酸化窒素となる。そのため、大気汚染の原因物質としては、一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて窒素酸化物としている。広くは、亜酸化窒素 (N₂O) や硝酸ミスト (HNO₃) などが含まれる。

テ

電子マニフェスト 電子マニフェスト制度は、産業廃棄物処理について、事務の効率化、法令遵守、データの透明性確保などの観点から、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬事業者、処分業者の3者が情報処理センター (廃棄物処理法に基づき国が指定) を介したネットワークでやり取りする仕組み。

ト

都市公園 都市公園法に定められた公園または緑地のことであり、国または地方公共団体が設置するもので都市計画施設であるもの、あるいは地方公共団体が都市計画区域内に設置するもの。

ナ

ナラ枯れ カシノナガキクイムシ (カシナガ) が媒介するナラ菌により、ミズナラ等が集団的に枯損すること。

奈良県地球温暖化防止活動推進センター 「地球温暖化対策の推進に関する法律」によって定められたセンターで、2006年3月に奈良県知事により指定された。主な業務は地球温暖化防止に関する「啓発・広報活動」「活動支援」「照会・相談活動」「調査・研究活動」「情報提供活動」など。

奈良県環境県民フォーラム 環境保全活動を積極的に行っている県民団体や企業等で構成し、相互の意見や情報交換を通じて、それぞれの団体等の活動をステップアップするとともに、環境保全活動の先導的役割を果たすことを目的として平成9年8月に発足した。

ハ

バイオマス バイオ(生物)・マス(体)のこと。樹木、草などがこれにあたる。一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼ぶ。

パリ協定 2015年11月30日から12月13日にわたり、フランスのパリにおいて国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催され、2020年以降の地球温暖化対策の法的枠組みを定めた「パリ協定」が採択された。「パリ協定」は、産業革命前からの気温上昇を2.0度未満に押さえるとともに、1.5度未満に収まるよう努力することを目的としており、CO₂等削減目標を国連に報告することや、目標を達成するための国内対策の実施などを義務づけている。ただし、削減目標の達成自体は義務づけられていない。

ヒ

PRTR(Pollutant Release and Transfer Register)

化学物質の環境への排出量、廃棄物に含まれての移動量等を事業者の報告や推計に基づいて行政庁が把握し、集計し、公表する制度。

PCB(ポリ塩化ビフェニル) 絶縁性、不燃性等の特質を有する主に油状の物質であり、トランス、コンデンサ等の電気機器を始め幅広い用途に使用されてきたが、その毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造は行われていない。

PCB廃棄物については、長期にわたり処分されていない状況にあるため、確実かつ適正な処理を推進することを目的として、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定(平成13年6月)され、環境事業団(平成16年4月1日より日本環境安全事業株式会社)による拠点処理施設(全国5ヶ所)の整備及び廃PCBの処理が進められている。

微小粒子状物質(PM_{2.5}) 大気中に浮遊している2.5 μ m(1 μ mは1mmの千分の1)以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質(SPM:10 μ m以下の粒子)よりも小さい。PM_{2.5}は非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

BOD: Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量) 溶存酸素の存在下で、水中の有機物質などが生物化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量。数値が大きくなるほど汚濁している。河川の水質汚濁の一般指標として用いられる。

フ

ファシリティマネジメント 効率的な活動のために行う、建築物の設備・人員組織などについての総合的な管理。

浮遊粒子状物質(SPM : Suspended Particulate Matter) 浮遊粉じんのうち、その粒径が10 μ m以下のものをいう。燃料や廃棄物の燃焼によって発生したものや、砂塵、森林火災の煙、火山灰などがある。大気中に長時間滞留し、肺や器官に沈着するなどして呼吸器に影響を与える。

フロン メタン、エタンなどの炭化水素の水素原子の一部、または全部をフッ素原子と塩素原子で置換したフルオロカーボンの略称。大気中に放出、蓄積されたフロロンが、太陽の紫外線によって分解された塩素元素を生じ、地球のオゾン層を破壊する。様々な種類があり、従来からフロン11、12、113、114、115の5種類が特定フロロンとされている。

モ

木質バイオマス 「バイオマス」とは、生物資源 (bio) の量 (mass) を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)」のことを呼ぶ。そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」という。木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類があります。一口に木質バイオマスといっても、発生する場所(森林、市街地など)や状態(水分の量や異物の有無など)が異なるため、それぞれの特徴にあった利用を進めることが重要。

リ

リサイクル(再利用) 焼却してその熱エネルギーを利用するサーマルリサイクルと、素材(材料)として再利用するマテリアルリサイクル、熱あるいは化学反応により分解し、燃料又は化学原料として再利用するケミカルリサイクルがある。

レ

歴史的風土特別保存地区 昭和41年1月13日に地方公共団体から国会・政府に対する要望によって「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」が公布された。歴史的風土保存区域が指定され、このうち歴史的風土の保存上枢要な部分を構成している地域を、歴史的風土特別保存地区に定める。

レッドデータブック 国際自然保護連合(IUCN)が世界各国の専門家の協力によって作成した絶滅のおそれのある種のリストや、生態、圧迫要因等を取りまとめた資料集。

わが国においても、環境庁(現環境省)が専門家の協力を得て、1991年、「日本の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータブック)」脊椎動物編と無脊椎動物編

を、2000年に植物Ⅰと(維管束植物)と植物Ⅱ(維管束植物以外)を発刊し、その後2006年までに各分類群毎の改訂版を順次発刊している。

また、奈良県においても、県内各地域の自然特性を明らかにし、県民に郷土愛の高揚や自然保護思想の普及啓発を図るため、平成15～19年度の5ヶ年間で作成作業をすすめている。

その他

NPO(民間非営利組織 Non-Profit Organization)

利益を得ることを目的とする組織である企業とは異なり、利益を関係者に分配しない、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体のこと。

3R (Reduce, Reuse, Recycle) 3Rとは、リデュース (Reduce 発生抑制)、リユース(Reuse 再使用)、リサイクル(Recycle 再生利用)について、3つの頭文字をとって表したものの。リデュースは、再利用しやすい製品の設計や、過剰包装の抑制等により、廃棄物の発生を減らすこと。リユースは、使用済みの製品等について、全部又は一部をそのまま繰り返し使用すること。リサイクルは、使用済みの製品等について、原材料等として再利用すること。

知れば
知るほど **奈良**
はおもしろい



奈良県マスコットキャラクター

せんとくん

©NARA pref.

<http://www.pref.nara.jp/>

奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課

〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL:0742-27-8732 FAX:0742-22-1668

<http://www.eco.pref.nara.jp/>